

政治献金と法人の目的の範囲

—アメリカにおける政治資金規制を素材として— (二・完)

山田 創一

目次

- 一 はじめに
- 二 企業や労働組合の政治献金禁止の歴史的経緯 (以上前号)
- 三 「投票の自由」を侵害する企業・労働組合の政治献金
- 四 法人の目的の範囲外としての企業・労働組合の政治献金禁止
- 五 終わりに (以上本号)

三 「投票の自由」を侵害する企業・労働組合の政治献金

(二) 企業・労働組合の政治献金禁止は、一方で、連邦公職選挙での特定の政党・候補者に対する企業・労働組

合の政治献金が、選挙に不当な影響力を及ぼして、政治家と企業・労働組合の癒着を生み出し、政治腐敗を作り出すことから、これらを排除することを目的として実現したものであったが、他方で、企業・労働組合の政治献金が少数構成員の自由を侵害するものであり、企業や労働組合の多数派に対して、反対意見を有する株主や組合員を保護することを目的として実現したものであった。とりわけ後者に関しては、企業・労働組合の政治献金が、構成員の合衆国憲法第一修正上の権利（表現の自由）を侵害するのみならず、最判平成八年三月一九日民集五〇巻三号六一五頁が指摘するように、政治献金は「選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題」であることから、政治献金をするかどうかは、「選挙における投票の自由と表裏を成すもの」として、構成員各人が「市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」ことに鑑み、企業・労働組合の政治献金が、構成員の思想・信条の自由を侵害し、さらには、構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由（一票を行使するに当たって反対政党に人的・物的に協力させられない自由も含む）を侵害するものであるとの認識の下に実現したものであることを看過してはならない。以下において、法人の政治献金が少数構成員の自由、なかでも構成員の投票の自由を侵害するものである点を検証してみたい。

1 まず、一九〇七年に企業の政治献金を禁止したテイルマン法に影響を与えたと思われる次の二つの裁判例をみていくことにする。

第一は、*McCConnell v. Combination Mining & Milling Co.*, 30 Mont. 239, 76 Pac. 194 (1904) 事件である。銀を産出する鉱山会社が、①銀本位制を採用するように働きかけるために、会社資金の中から七〇〇ドルを弁護士の手数料として支出したこと、②会社の本店所在地を独立の自治体である新しい郡に格上げするために働くよう派

遣された代表団の支出を支払うことに助力するため、会社資金の中から五六二・五五ドルを弁護士の手数料として支出したことに對して、同社の株主が、理事や役員を、会社の資金を不正使用しているとして告発した事件である。モンタナ州の最高裁判所は、「この両方の支出とも厳密に言えば政治目的のためであつて、明らかに会社が造られた目的の範囲外のものである」とし、「会社の株主は、その政治的信条において一致しているわけではなく、また新しい郡を造つてもらふ欲求において一致しているわけでもない」として、会社役員責任を認めず、この会社は、直接、政党や政治家に献金したわけではなく、政治的キャンペーンないし政治運動資金に支出したケースであるが、こうしたケースにおいて、能力外法理 (*ultra vires*) を適用し、自分の出資している会社が自分の政治的信条と異なる政治行動をとることに、厳格な態度をとっているものとして注目される。

第二は、*People ex rel. Perkins v. Moss, Court of Appeals, 187 N. Y. 410, 80 N. E. 383 (1907)* 事件である。生命保険会社の副社長が、社長の要求に基づき、一時自分の金で前払いして、共和党全国委員会の大統領選挙の運動資金に総額五万ドルに達するまでの献金をし、のちに会社の資金から前払金の償還を受けた。そこで、同社の副社長の第一級重窃盗罪 (*grand larceny in the first degree*) の刑事責任が問われ、ニューヨーク州の最高裁は、四対三で窃盗罪 (*larceny*) は否定したものの、裁判官全員一致で会社の能力の範囲外の行為であると判断した。この判決では、「我々は、この訴訟に關し一定の基本的原則に全員の意見が一致した。ニューヨーク生命保険会社の社長による会社資金からの政治選挙運動委員会への五万ドルの寄付は、たとえ制定法で禁止されない場合でも、その会社が存在する目的を絶対的に超えたものであり、全く正当と認められない違法なものである。」と、多数意見に与する *Hiscock* 判事により述べられている。もっとも、この判決では、政治献金を目的の範囲外とし

た実質的理由は明らかではない。ただし、この前々審の判決である *People ex rel. Perkins v. Moss, Special Term of Supreme Court, 100 N. Y. Supp. 427 (1906)* 判決³⁶⁾において、Greenbaum 判事は次のように判示している。すなわち、「政治的な問題に携わることによつて特別に許されている会社でない限り、state (州) の人為的創造物である会社に、会社資金の権限のない使用によつて、政治上の争いに一つの能動的勢力となることを許すことは、私見では、選挙人の権利の侵害を認めることになるだろう。選挙人のみが、個人としてあるいは政治団体を通じて、彼らが主張しようとする主義を擁護する公務員を、直接又は間接に選ぶものだからである。政治目的のために権限のない会社資金の使用を助長することは、state の創造物が、state の支配者となることに帰着する。制限された権限をもつ人為的な存在が、その創造者を支配する怪物になりうる。public interest (公益) にそのような重大で広範囲にわたる結果を伴う影響を及ぼす会社の権限のない行為は、どのような行為であれ、state への脅威であり、public policy (公益) に反するものである³⁷⁾」。Greenbaum 判事によつて明言された、企業による政治献金が、その構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由という選挙人の権利を侵害するものであるとの認識が、こうした判断を前提にして言い渡されたと考えられる Court of Appeals の判決にあると推察される。

こうした二つの判決の内容、法廷での証言、関係者の発言などが、国民要求とあいまって、議会での「ティルマン法」の審議に影響を与えたといえようが、アメリカにおける企業の政治献金禁止の根底に、Greenbaum 判事が指摘するような企業による政治献金が、その構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由を侵害するものであるとの認識があることは注意する必要がある。

2 労働組合による政治献金が問題となった一九七二年六月二二日の連邦最高裁の判決³⁸も、労働組合による政治献

金が、少数組合員の反対する候補者に物的協力をすることをその組合員に強制することになることから、その構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由を侵害するものであるとの認識があると解される。すなわち、この事件は、労働組合の政治献金を禁止した合衆国法典第一八篇第六一〇条の規定に違反し、共謀のうえ連邦公職候補者に対し約一五万ドルの政治献金を行ったとして、上告人の労働組合と三人の組合役員が起訴された事件である³⁹。連邦最高裁は、「第六一〇条の規定は、何らかの意味で従業員の自発的寄付によって調達された政治基金から労働組合が献金したり支出したりすることに適用しないと考える」との判決を言い渡して、控訴裁判所の判決を破棄し地方裁判所に差し戻した。ブレナン判事の多数意見は、「とにかく、寄付が自発的であることを要求する支配的な関心事は、反対意見の株主や組合員を保護することであった。」と述べ、また、「連邦議会は労働団体が連邦選挙に関して献金や支出を行うことを禁止したとき、もちろん組合内部の少数者の利益を保護することだけに関係しているだけでなく、連邦選挙に集合された財産の影響を取り除くことにも関係があった。」と述べており、さらに、ハンセン議員の説明である「第六一〇条の基礎理論は、相当額の一般目的の基金が、そうした集合された財産の政治過程への影響のためや、反対している構成員ないし株主への配慮のために、政治目的にむけられるべきではないということにある⁴⁰」を引用している。こうしたことからすれば、労働組合の政治献金禁止の趣旨が、一方で、連邦公職候補者に対する労働組合の政治献金が、選挙を腐敗させ、政治家と労働組合の癒着を生み出し、政治腐敗を作り出す危険があることから、これを除去しようとしたことにあるが、他方で、労働組合による政治献金が、反対意見を有する少数派組合員の利益を侵害することから、こうし

た少数派の利益を保護しようとしたことにあり、そうした少数派保護の背後に労働組合による政治献金が構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を侵害するものであるとの認識があると考えられる。⁴³

3 一九八六年二月一五日の連邦最高裁のマサチューセッツ市民生活協会事件判決⁴⁴も、法人の政治目的の支出が、少数構成員の反対する候補者に物的協力をするをその構成員に強制することになることから構成員の投票の自由を侵害するものであるとの認識があると解される。すなわち、マサチューセッツ州法の下で設立され非営利、非株式の法人であるマサチューセッツ市民生活協会が、連邦選挙に際し“pro-life” candidates（妊娠中絶合法化に反対する候補者）への投票を呼びかけ、その候補者の写真を掲載するなどしたニューズレターの特別号を発行して販売し、その費用として九八一・七六ドルを法人の一般基金の資金から支出したことから、すべての法人に対しPACを通さない寄付・支出を禁止した連邦法違反が問題になった。最高裁は、ニューズレター特別号の発行は連邦法の禁止の範囲内にあるとしつつも、マサチューセッツ市民生活協会に適用される限りで合衆国憲法第一修正に違反するとの判断を示し、すべての法人の寄付・支出禁止規定に限定的な例外を認めた。そして、①「政治思想を促進するために特に形成され、営利活動に携わることができない」団体であること、②「法人の資産や利益を要求するような株主や密接な利害関係人をもたない」団体であること、③「営利法人や労働組合によって設立されたものでなく、そうした法人から寄付を受けない方針である」団体であることから、連邦法をマサチューセッツ市民生活協会に適用することは法人の言論の自由を侵害するとした。メンバーは「政治思想を促進する」という目的のために結集した団体であり、法人の資産に持分権を主張する構成員がいらないことから、たと

えその組織に関係する人がその政治活動と意見を異にしても、その組織と関係を絶つために何ら経済上行動を妨げるものはないということを保証しているのであって、組織をやめることに不利益はない以上、構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を侵害するという問題を生じないとの認識がその背後にあるといえる。しかも、営利法人や労働組合をメンバーとせず、そうした法人から寄付を受けていないために、そうした法人は政治市場への脅威を作り出す直接支出の型のための導管 (conduits) として役立てることはできないといえる。本判決は、原則的には法人の政治目的の支出はこれに反対する構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を侵害するが、本件の場合こうした構成員の自由を侵害するおそれがないことから、例外的に法人の政治目的の支出を認めたものであるという側面があることは、注意すべきである。⁽⁴⁶⁾

4 一九九〇年三月二七日の連邦最高裁のミシガン商工会議所事件判決⁽⁴⁷⁾について、Charles D. Watts, Jr.は、「裁判所の究極の関心事は株主を保護することについての州の利益であった」と指摘する⁽⁴⁸⁾。この判決は、非営利法人であるミシガン商工会議所が原告となり、法人が州の公職選挙に際して候補者を支持し又はそれに反対して法人の一般基金を独立支出のために使用することを禁止していたミシガン州法 (Section 54 (1) of the Michigan Campaign Finance Act) の合憲性を争った事件であるが、以下の理由で、その規制を合憲としている。すなわち、①「法人が特別の分離基金を通じてのみ政治的な独立支出をなすことを要求する法律は、法人の表現の自由を負担を課する」ものであり、「州のやむにやまれぬ利益によって正当化されねばならない」こと、②『財政的援助の見返り』という腐敗の危険が独立支出の制限を正当化するに十分であるかどうかにかかわらず、ミシガン州法の規制は、政界における違ったタイプの腐敗、すなわち、法人形態の助けを借りて蓄えられ、しかも、法人の政

治的見解に対する国民の支持とほとんどないし全く関係のない、富の莫大な集合体の腐敗的で歪曲的な影響に、ねらいをさだめている」のであって、「法は、選挙における話し手の相対的な影響力を平等化しようとしているのではなく、むしろ、支出が法人によって採られる政治的見解に対する国民の実際の支持を反映していることを保証するもの」であり、これは「法人の独立支出の制限を支える十分にやむにやまれぬ理論的根拠」でありうること、③「この法律は、法人の政治的支出のすべての形式を絶対的に禁止しているわけではなく、法人が個別の分離基金を通じて独立の政治的支出を行うことを可能にしており、そうした基金に寄付する人はそのお金が単に政治目的のためにだけ使われるということを理解しているがゆえに、法人により生み出された言論は法人の政治的見解に対する寄付者の支持を正確に反映している」ということができるのであり、「法人がその政治的見解を述べることを認めると同時に法人の支出によって引き起こされる歪曲化を取り除くことに正確に向けられて」おり、「その目的達成のために十分限定的」であるし、また、「閉鎖会社はまさしく公開会社のようにかなりの量の富を蓄積していないけれども、法人組織によって与えられる特別の利益を州から受けとっており、政治過程を歪曲化する可能性を呈している」がゆえに、閉鎖会社を含む「すべての法人に州法を一般的に適用することを正当化する」こと、④「政治的独立支出の制限からその団体を免除することを州に強いる」マサチューセッツ市民生活協会事件判決で指摘された三つの特徴、すなわち、(a)「政治思想を促進するために特に形成され、営利活動に携わることができない」団体であること、(b)「法人の資産や利益を要求するような株主や密接な利害関係人をもたない」団体であること、(c)「営利法人の影響から組織が独立している」ことを、ミシガン商工会議所は「いずれも有していないこと、⑤「この法律は法人格を取得していない労働組合の独立支出を規制していないが故

に過少包摂的であると攻撃される」が、「法人は富を蓄積する能力を高める法的利点をもっている独立体の断然
 主要な実例」であり、「法人形態特有のこうした利点と釣り合いをとりたいと欲することはこの場合州のやむに
 やまれぬ利益であつて、富を蓄積する能力を有する法人格を有しない独立体を法律の適用範囲から除いても、法
 人を規制する正当性を害するものではない」し、また、「組合の政治活動に反対する組合員は、その政治活動の
 支持を避けるために組織の正会員をやめる必要はないという点で、労働組合は法人と異なる」のであり、「組合
 の政治活動に反対する従業員は、労務管理の問題における交渉単位の排他的交渉代表者としての任務を組合が遂
 行することから得られる利益を持ち続けながら、そうした政治活動に寄付することを断ることができ」結果、
 「組合の政治活動のために利用できる資金は、法人の一般基金以上に、組織の政治的見解に対する構成員の支持
 を正確に反映している」のであつて、「こうした労働組合と法人との間の決定的な相違によつて、法人格を有し
 ない労働組合をこの州法の適用範囲から除くことが正当化される」こと、⑥「州は、たぐさんの資金を蓄積する
 能力をもった権利能力なき社団の独立支出や、メディア産業に従事する法人の独立支出もまた、制限すべき」で
 あつて、「類似した地位の独立体を法律が不平等に扱う」のは「合衆国憲法第一四修正の法の平等な保護違反で
 ある」との主張もなされるが、「法人のみを規制する州の決定は、法人に与えられる法的利点の助けを借りて蓄
 積された政治運動の資金の腐敗的な影響を、政治過程から取り除くというやむにやまれぬ州の利益にかなうよう
 正確に適合されている」し、「プレスが情報を提供し、国民を教育し、批判を提供し、討議や討論のための場を
 提供することにおいて果たす独特の役割」は、「州が政治的支出の制限の範囲からメディア法人を免除するやむ
 にやまれぬ理由を提供している」が故に、「その法律は平等保護条項に違反しない」ことが、当該ミシガン州法

の合憲の理由としてあげられている。

ここで注意すべきは、②の論拠において、「腐敗」の定義を、「法人形態の助けを借りて蓄えられ、しかも、法人の政治的見解に対する国民の支持とほとんどない全く関係のない、富の莫大な集合体の腐敗的で歪曲的な影響」と解し、ミシガン州法の趣旨を、「支出が法人によつて採られる政治的見解に対する国民の実際の支持を反映していることを保証する」ことに求めている点である。⁴⁸これは、法人が州の公職選挙に際して候補者を支持し又はそれに反対して法人の一般基金を独立支出のために使用することは、法人の構成員の支持を反映しない結果、法人の構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を侵害するとの認識が背後にあるといえる。また、③の論拠において、この法律は法人が個別の分離基金を通じて独立の政治的支出を行うことを可能にしているが、これにより「法人により生み出された言論は法人の政治的見解に対する寄付者の支持を正確に反映している」としている点も、⁴⁹こうした分離基金を通じて政治的支出を行えば法人の構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由が侵害されないとの認識が背後にあるといえる。さらに、④の論拠において、「ミシガン商工会議所の目的のいくつかは本質的に非政治的」であり、また、「会議所に株主はいないけれども、会員の多くは、会議所の非政治的プログラムから利益を得てビジネス界の他の会員の会員と関係を築きたいが故に、たとえば会議所の政治的言論に反対であったとしても、株主と同様に会員として脱退することをしたがらない」点で、「会議所の会員はマサチューセッツ市民生活協会の会員よりも管利法人の株主により類似している」点などを指摘し、⁵⁰マサチューセッツ市民生活協会事件判決の例外条件を充たさず州法の法人の政治的独立支出の制限が適用されるとしている。会議所は非政治的な目的の故に多様な政治的信条を有する会員が存在することになるし、また、その組織に

関係する人がたとえその組織の政治活動と意見を異にしてもその組織と関係を絶つために何ら行動を妨げるものはないという関係にないが故に、不本意ながらその組織にとどまらざるを得ない結果、構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を侵害することになるといふ問題が生じることになる。こうした点を考慮して、法人の政治的独立支出の制限に関する州法の規定の適用を肯定しているといえる。しかも、⑤の論拠において、労働組合と法人の差異を強調し、「組合の政治活動に反対する組合員は、その政治活動の支持を避けるために組織の正会員をやめる必要はないという点で、労働組合は法人と異なる」のであり、「組合の政治活動に反対する従業員は、労務管理の問題における交渉単位の排他的交渉代表者としての任務を組合が遂行することから得られる利益を持ち続けながら、そうした政治活動に寄付することを断ることができ」結果、「組合の政治活動のために利用できる資金は、法人の一般基金以上に、組織の政治的見解に対する構成員の支持を正確に反映している」ということができるのであって、「こうした労働組合と法人との間の決定的な相違によって、法人格を有しない労働組合をこの州法の適用範囲から除くことが正当化される」としている。^⑤ここで、「組合の政治活動に反対する組合員は、その政治活動の支持を避けるために組織の正会員をやめる必要はない」という点、及び「組織の政治的見解に対する構成員の支持を正確に反映している」という点を重視しているところに、その政治的独立支出を認めても構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由が侵害されないので故に法人格を取得していない「労働組合」に州法の適用を否定したとの考慮が、背後にあるといえる。

ところで、多数意見に賛成するブレナン裁判官が、その補足意見の中で、「ミシガン州法は、自分たちの会費が政治的候補者を支持して使われることは欲しくないが、それにもかかわらず政治活動に関係のない会議所が提供

する無数の利益のゆえに会議所との関係を維持したいと考える少数の実業家を保護している。」⁵⁵⁾としたり、「ミシガン州法は、会社の一般基金から会議所への会費として支払われた金銭を政治運動のために使用することに株主が反対する限りにおいて、会議所の会員である商社会社のそうした反対意見の株主を保護するものである。」⁵⁶⁾とし、さらに、「会員はその会議所を辞め、株主は会議所を導管として用いた商社会社から持ち株を放棄することもできるが、こうした選択は、政治的支出に反対する人々に財政上の犠牲を課すことになる。」⁵⁸⁾という点を重視する一方、「州は、設立を許可した会社が会議所の政治的意図に寄与したくないと考える人々を食い物にすることを妨げるという点において、やむにやまれぬ利益を確かにもっている。」⁵⁹⁾とし、「ちょうど言論の利益がこうした候補者選挙の領域では頂点にあるように、その言論に助成金を支給することを余儀なくさせられる不本意な会議所の会員や会社の株主の利益もまた、同様に頂点にある。」⁶⁰⁾と指摘している。多数意見の見解の背後にある考え方、及び、ブレナン裁判官のより一層明確な形の指摘に鑑みるならば、ミシガン州法は政治献金に反対する少数派の会議所会員・会社株主の保護を図るものであり、法人が州の公職選挙に際して候補者を支持し又はそれに反対して法人の一般基金を独立支出のために使用することは、法人の構成員の自由、とりわけ少数構成員の反対する候補者に物的協力をすることを強制することになり、国民一人一人に保障された構成員の投票の自由を侵害することになるという点を重視すべきである。

(二) PACは、アメリカで認められている団体献金であるが、一九九六年現在、アメリカには、企業が設置するPACが一六四二、労働組合が設置するPACが三三二をはじめ、四〇七九に及ぶPACが設立され、政治献金

を行っている⁸⁸⁾。また、一九九六年現在、連邦議会の全候補者へのPAC全部の献金額は二億九〇万ドルで候補者の受領金の二五・四%を占め、そのうち企業が設置するPACの献金額が六九五〇万ドル、労働組合が設置するPACの献金額が四六六〇万ドルである⁸⁹⁾。さらに、米上院の民主党・共和党候補者が一九九六年に受け取ったPACからの献金総額は四二七万六二〇四ドル、PACからの献金額の割合が一八・六%を占め、米下院の民主党・共和党候補者が一九九六年に受け取ったPACからの献金総額は一億五一一三万二二八八ドル、PACからの献金額の割合が三三・六%を占めている⁹⁰⁾。

ところで、一九七一年制定の「連邦選挙運動法」によって、企業・労働組合に設立が認められたPACについても、その後いくつかの改正を経たが、個人の自発性を最大限保障し、個人の投票の自由を尊重する仕組みが採られている。すなわち、企業PACの場合、個別の分離基金への寄付を勧誘できるのは株主・役員・管理職員及びこれらの家族に限定され、労働組合PACの場合、個別の分離基金への寄付を勧誘できるのは構成員及びその家族に限定される。しかし、年二回の文書で郵便によりなされる勧誘ならば、一般従業員及びその家族に対しても、企業及び労働組合のPACが寄付を要請することもできる。そして、当該基金のために、物理的暴力、仕事の差別待遇、財政的報復又はこれらの脅迫により手に入れられた金銭もしくは有価物を利用することにより寄付や支出を行った、あるいは、労働団体の構成員となることと条件としてもしくは雇用の条件として要求される賦課金、会費その他の金銭により寄付や支出を行ったりすることが禁止され、何らの報復を受けることなく、自発的な寄付がなされるよう配慮している。このPACの行う政治献金は、アメリカで認められる唯一の団体献金であるが、企業・労働組合に認められているのは、PACを設立することと、その運営費を負担することだけであり、当該基金への寄付

を勧誘する者が、当該勧誘の時に当該基金の政治的目的を知らせた上で一定範囲の者から自発的な寄付を募るものであるから、実質はPACが集める個人献金といふべきである。むしろ、企業・労働組合の政治献金を禁止する一方で、個人の政治的自由を尊重するPACの政治献金を認めていることから、企業・労働組合による政治献金が、少数構成員の反対する政党に物的協力をするをその構成員に強制することになり、構成員である国民一人一人に保障された基本的権利である投票の自由を侵害するものであるとの認識が根底にあるといえる。⁶⁴⁾

四 法人の目的の範囲外としての企業・労働組合の政治献金禁止

アメリカの連邦法及び多数の州法にみられる企業・労働組合の政治献金禁止の根底には、それが法人の目的の範囲外になるとの認識があると考ええる。企業・労働組合の政治献金がultra viresになることを認める以下の学説が存在することからも、こうした点は裏づけられる。

例えば、Marc Epsteinの見解は、会社の政治献金がultra viresになることを肯定する立場に立っている。そして、株主派生訴訟の訴訟当事者は、法律上、連邦腐敗行為防止法を侵害しない会社の政治的支出に異議を唱える中で、会社の政治的支出はultra viresであるとの議論をすることができると示唆される。⁶⁵⁾ さらに、政治献金の場合に、会社の利益が特定の献金から引き出されたとしても、公共政策の侵害は抑制的であるべきで、そうした寄付をultra viresとすると論じてもよいとされる。⁶⁶⁾ その意味では、政治献金の場合、会社利益との関連性の有無で支出行為の効力を判断しようとするdirect benefit test（直接的利益テスト）の適用に否定的である。

また、Holt, Michael D.は、民主主義的社会の企業・労働団体の政治献金を禁止する第六一〇条の理論的解釈が、忠実義務訴訟や ultra vires 訴訟にとつての、制定法上かつ国の政策上の根拠を提供すると指摘される。そして、忠実義務や ultra vires の原理は、禁止された政治活動に従事する役員に対する派生訴訟において、まれに株主によって探られてきたけれども、それにもかかわらず政策的根拠から明確に賛成でき、それゆえに促進されるべきである株主救済のための潜在的な手段を示しているとされる。さらに、アメリカの会社制度や政治制度における民主主義は、連邦選挙法の厳格な施行を通してのみ維持されると指摘する。⁶⁴⁾

さらに、David A. Grossbergは、「献金の目的は、会社の能力の範囲内でないならぬ。もし、献金の目的が単なる会社の経営陣の個人的好みの表れであるならば、その献金は ultra vires であり、会社の浪費に対する株主の救済策が利用できるであろう。」と指摘する。⁶⁵⁾

一九〇七年のティルマン法以来、企業の政治献金は禁止され、一九四三年のスミス・コナリー法、一九四七年のタフト・ハートレー法以来、労働組合の政治献金も禁止されるに至ったが、その立法動機の中には、会社や労働組合が財政上の寄付を通じて及ぼす選挙への影響力を排除する目的があると同時に、会社や労働組合の構成員の思想・信条の自由や表現の自由・投票の自由を保護するという目的があった。こうした法律が存在したが故に、政治献金の分野では能力外法理 (ultra vires) の発動を不要にしてきたのであるが、こうした法律の根底に能力外法理 (ultra vires) があるのであって、こうした法律によって能力外法理 (ultra vires) はとって代わられたということを見過してはならない。⁶⁶⁾ 現在、アメリカでは、能力外法理 (ultra vires) を厳格に適用して絶対無効とすることは不合理であるとされ、判例によって漸次緩和される一方、立法によって能力外法理 (ultra vires) を制限又は廃止

することが試みられて⁸⁷⁾いるとされるが、こうした動向の背後には、政治献金の分野で能力外法理 (ultra vires) の発動を不要にする法律が確立しているということに注意する必要がある。

我が国の民法四三条は、英米法の判例法によって生み出された能力外法理 (ultra vires) に由来し、起草者の穂積陳重が導入したものとされる⁸⁸⁾。その意味では、能力外法理 (ultra vires) を継受しているアメリカ法において、企業・労働組合の政治献金を禁止した連邦選挙運動法の根底に能力外法理 (ultra vires) が存在しているという点は参考にするべきであろう。我が国において、取引の安全の要請から、民法四三条の目的の範囲内か否かの判断につき、判例は、①目的遂行に必要な行為も含むこと、②当事者の主観を考慮せず客観的に判断すること、③具体的事情を考慮せず抽象的に判断することという判断基準を確立してきた⁸⁹⁾。そして、民法四三条は、「法人の構成員の利益と第三者の利益を適当に調整するための『一般条項』的なものとして、巧みに用いられ⁹⁰⁾」、構成員の思想・信条の自由や政治的行為をなす自由・投票の自由を私人間に間接的に適用するための媒介としての役割を果たすといえる⁹¹⁾。

ところで、政治献金は、「通常の取引行為におけるとは異なり、取引安全の保護を強調する必要はなく、むしろ会社財産が定款所定の目的を逸脱して濫費されないことについて有する社員の利益の保護が重視されるべきもの⁹²⁾」であり、また、参政権につらなる構成員の投票の自由ひいては構成員の思想・信条の自由、政治的行為をなす自由は多数決原理によっても奪われ⁹³⁾ない構成員の固有権にあたるべきである。すなわち、前掲最判平成八年三月一九日が指摘するように、政党など政治資金規正法上の政治「団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題」であることに鑑みると、これらの「団体に対して金員の寄

付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すもの」として、構成員「各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」というべきであつて、営利法人の場合であろうと、中間法人の場合であろうと、公益法人の場合であろうと、多数決原理によつて構成員にその協力を義務付けることはできない構成員の固有権の問題であると解される。従つて、こうした構成員の固有権を侵害する法人の政治献金は、徴収決議に基づいて団体の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、団体の一般財産から支出する場合であろうと、いずれも構成員の固有権を侵害するから、公益法人や中間法人や営利法人の種類を問わず、政治献金は、原則として法人の目的の範囲外になると考える。こうして、構成員の思想・信条の自由や政治的行為をなす自由・投票の自由が、民法四三条を媒介として、私人間に間接適用されることになる。

こうした見地に立つことから、構成員の投票の自由ひいては構成員の思想・信条の自由、政治的行為をなす自由を侵害しない場合には、例外的に法人が政治献金できると解してよい。こうした場合として、①傾向企業が政治献金を行う場合、②法人の構成員全員が政治献金に賛成して法人が献金を行う場合、③法人の構成員から政治献金を行うための任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を法人が献金する場合²⁸⁾については、構成員の投票の自由ひいては構成員の思想・信条の自由、政治的行為をなす自由を侵害しないから、例外的に法人が政治献金できると考える。前掲最判平成八年三月一九日は、「政党など規正法（政治資金規正法……筆者注）上の政治団体に対して金員の寄付をさかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるといふべきである。」とした上で、「税理士会が、このような事柄を多数決原理によつて団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務

付けることはできないといわねばならない。最高裁昭和四八年（オ）第四九九号同五〇年一月二八日第三小法廷判決・民集二九卷一〇号一六九八頁参照）、税理士会がそのような活動をする場合は、法の全く予定していないところである。税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法（税理士法…筆者注）四九条二項所定の税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」としている。右判決は、「多数決原理によって団体の意思として決定」し「反対構成員に協力を義務付ける活動であるから、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をする」活動を「たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、「税理士会の目的の範囲外」とした文脈に照らせば、ここで禁止されているのは、反対構成員がいるにもかかわらず、政治献金を、徴収決議に基づいて税理士会の構成員から個別に強制徴収する場合や、税理士会の一一般財産から支出する場合であつて、²⁶⁾反対構成員に協力を義務付けない活動、すなわち、税理士会の構成員全員が政治献金に賛成して税理士会が献金を行う場合や、税理士会の構成員から政治献金を行うための任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を税理士会が献金する場合まで、右判決が税理士会の政治献金を禁止したものと読むべきではなからう。

もつとも、こうした例外論には、次の制約があるといえる。すなわち、学校法人のように、政治的中立が法によって要求されている場合（教育基本法八条）には、政治献金は認められない。また、政治資金規正法により禁止されている場合、すなわち、国（地方公共団体）から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人の政治献金、国（地方公共団体）から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人の政治献金の場合（同法二二条の三）、三事業年度以上にわた

り継続して政令で定める欠損を生じている会社の政治献金の場合（同法二二条の四）、外国法人又はその主たる構成員が外国人もしくは外国法人である団体その他の政治組織の政治献金の場合（同法二二条の五）にも、政治献金は禁止される。さらに、贈賄罪（刑法一九八条）にあたるような犯罪を構成する政治献金も禁止される。

五 終わりに

アメリカは、企業・労働組合の政治献金をまず禁止し、その後脱法行為を規制するという対応をしているのに対し、日本は、企業・労働組合の政治献金を許容し、金額や態様を少しづつ制限していくという対応をしている。しかし、法人の政治献金に批判のたえない我が国の現状をみると、アメリカの対応は、大いに参考にされるべきであろう。そもそも、法人の政治献金は、見返りを期待して行われるならば贈賄となるし、見返りが全くなく法人にメリットがなければ背任となるという性質を有している²⁶⁾。そうであるならば、法人の政治献金は否定されるべきであり、アメリカの対応をみると、企業献金は資本主義・自由主義経済に不可欠であるとか、なくすには長期間の準備があるとの議論がまやかしてあることを物語っているといえよう²⁷⁾。

南九州税理士会政治献金訴訟最高裁判決（前掲最判平成八年三月一九日）を主任として担当した園部逸夫前最高裁判事は、「法人の政治活動の自由と構成員の政治的自由という二つの価値がぶつかった時に、裁判所はどう判断を下すのかという点が問われた」事件に関し、次のように述べている。すなわち、八幡製鉄政治献金訴訟大法廷判決（最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁）は「構成員の政治的な自由を軽視している」との学者

からの批判が強かったことから、南九州税理士会政治献金訴訟判決は前者と異なつた結論を出し、「個人の思想・信条の自由に相応の比重を置いた」と学界から評価を受けたと指摘した上で、「私が在籍した今年（一九九九年：筆者注）三月までの十年近くを振り返ってみると、就任当時と今とでは、世代の違いが明らかに現れてきたような気がする。この十年間で政治状況が大きく変わり、新しいものを取り込もうとする雰囲気が出てきた。裁判官の中にも、新しいことを実現できるのではないかという期待が生まれてきたようだ。判決の中で、これまでに以上にはつきり物を言い、自分の考えをはつきり表現していく傾向が生まれている感じがする。」とし、「これまでの大法廷判決は、思慮深い面がある一方で、体制志向がかなり働いていた点は否定できない。以前と今の雰囲気は違つており、大法廷を随時開いて、新しい社会的な情勢に応じて、前の大法廷判決を修正し、変更していく姿が見えてきている。過去の大法廷判決の基本を維持しながら、新しい時代の考え方を生かした小法廷の判決を出していくのが苦勞するところである。官庁の中でも裁判所が最も先例踏襲という面が著しい。先輩に対する敬意も働く。結局は、先例は総論部分を尊重しつつ、事件ごとに異なる各論部分で勝負する傾向が生まれているようである。」と指摘される⁽⁸⁾。こうした流れで見たとき、裁判所も、「体制志向」の八幡製鉄政治献金訴訟大法廷判決から、構成員の政治的自由・投票の自由を尊重し、法人の政治献金を否定するという「新しい時代の考え方を生かした」判決を書く方向に向かっているとはいえる。

内田貴教授は、「たとえ政治的に政治献金絶対反対という立場をとつたとしても、民法四三条の解釈によつてそれを実現しようとするのは、解釈論としては無理がある。これが、法律家の論理といふべきものである。」とされる⁽⁹⁾。しかし、八幡製鉄献金事件判決の東京地裁判決は、「特定の事業目的が何であるか、又は当該非取引行為がそ

の事業目的を遂行し又は遂行するのに必要な行為であるかなどについて検討するまでもなく、凡ての非取引行為は、営利の目的に反することによつて、凡ゆる種類の事業目的の範囲外にあると云わなければならない。」とした上で、政治献金はこうした非取引行為であつて例外的に取締役の責任が免責されうる社会的義務行為（「一般社会人であれば何人も、他人がその行為をなすことに対して反対しないのみならず、自らも資力に余裕のある限り、そのための多少の財産的支出を忍んでも、それをしたい又はすべきだと感ずるような性質の行為」）にも該当しない^⑩としてゐる。また、学説においても、会社の政治献金を民法四三条の目的の範囲外とする見解として、①富山康吉「株式会社のなす献金（三—完）——その三 政治献金——民商四七卷六号五二頁（一九六三）、②鈴木竹雄「伍堂輝雄——四宮和夫——矢沢惇——小林直樹——会社の政治献金の法律問題——東京高裁の判決をめぐつて——」ジュリ三四三三—三六頁以下〔四宮発言〕（一九六六）、③小松俊雄「会社の政治献金——八幡製鉄事件の二つの判決を中心として——」明治大学現代法研究会編『政治のなかの法』六九頁（敬文堂、一九六九）、④西原寛一「判批」民商六四卷三号一二二頁（一九七二）、⑤鍛冶良堅「法人の『目的ノ範囲』」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一八四頁（有斐閣、一九八四）、⑥相本宏「法人論」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一七四頁（有斐閣、一九八四）、⑦森泉章「判批」星野英一・平井宜雄編『民法判例百選Ⅰ』二五頁（有斐閣、第三版、一九八九）、⑧三枝一雄「会社のなす政治献金」論について」法論六三卷二—三号九四頁以下（一九九〇）、⑨武藤春光「会社は政治献金に関する権利能力を有するか」商事一三四三—三七頁以下（一九九四）、⑩白羽祐三「プロパティと現代的契約自由」一二七頁以下（中央大学出版部、一九九六）、⑪北野弘久「税理士制度の研究」二四二頁、三三二頁（税務経理協会、増補版、一九九七）、⑫甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマークス一五号一〇頁（一九九七）、⑬河内宏「民法四三

条・五三条―五五条（法人が権利を有し義務を負う範囲と理事の代表権）―広中俊雄・星野英一編『民法典の百年
 II 個別的観察（1）総則編・物権編』五二頁（有斐閣、一九九八）などが有力に主張されているし、新山雄三
 「株式会社企業の『社会的実在性』と政治献金能力―いわゆる八幡製鉄政治献金事件判決の分析と評価―」岡法四
 ○卷三―四号一四八頁以下（一九九一）のごとく、「政治献金を含む政治的活動は、そのような『経済人 homo
 economics』としての株式会社企業の、営利社団法人としての社会的実在性を超えた行為であるとしか言いようが
 なく、それが定款所定の目的の範囲内の行為であるか否かを問題にするまでもなく、およそ法人たる会社の権利能
 力の性質上の制限による能力外の行為として、政治献金を行うことは出来ないものと考えられるべきである。」と
 する見解まで主張されるに至っている。さらに、岡原昌男元最高裁判所長官が、国会において、参考人として出席
 し、「企業献金そのものが悪とか善とかということよりも、法律的に余り理屈は通らないものであるということだ
 けは申し上げたいと思います。それはどういふことかといいますが、さつき言ったとおり、法人というのはその定
 款なり寄附行為に定められた事業の範囲で生きています。先ほど言った八幡製鉄の事件におきましてもその点が真つ先
 つまり適法性がないわけでございます。その意味で、先ほど言った八幡製鉄の事件におきましてもその点が真つ先
 に唱えられておるわけでございます。その意味で、企業献金というものが現在のような形で数百万、数千万ある
 いは億といったような単位で入ってくるというのは、これは悪です、私の評価からいいます。これはあるべから
 ざることである。だから、これを何とか直してもらわなきゃいかぬ、こういうふうに考えております。」と発言さ
 れている。有力な見解として主張されてきたこれらの判例・学説は、いずれも内田貴教授がいうように「法律家の
 論理」でない、果たしていうことができるであらうか。

〈註〉

(36) この判決は、政治献金を法人の目的の範囲外とし、かつ、窃盗罪の責任を肯定している。なお、上訴された Appellate Division は、政治献金を法人の目的の範囲外としたものの窃盗罪の責任は否定し、これが本文引用の Court of Appeals に上訴された。

(37) 原文は、以下の通りである。すなわち、'To permit an artificial creature of the state, unless it be a corporation expressly permitted by law to engage in political matters, by the unauthorized use of its corporate funds, to become an active force in a political contest, would, in my opinion, be to sanction an infringement upon the rights of the voters, who alone, either as individuals or through political organizations, may elect, directly or indirectly, officials in advocacy of the principles for which they contend. To encourage the unauthorized use of corporate funds to political purposes might result in the creatures of the state becoming its masters. The artificial being with restricted powers may become a monster that may dominate its creator. Any unauthorized act of a corporation that affects public interests with such serious and far-reaching consequences is a menace to the state and against public policy.'

なお、富山教授は、Greenbaum 判事のこうした見解に注目する一方、西ドイツの連邦憲法裁判所の判決 (B. Verf. G. Urt. v. 24. 6. 1958-2 BvE 1/57, NJW 1958 S. 1131.) で示された「政党に献金をなす者は、通常、それによってその政党の目的とするものを支持せんとするものであって、これは、その市民がその政党に投票するのと類似している。彼のなす政治献金は、政治意思の形成に参加する権利を行使したものである。真の民主主義の下では、政治意思の形成へ参加する権利は、選挙における投票においてあらわれるのみならず、政治的意見の形成されてゆく不連続の過程において市民が影響を与えることにおいてもあらわれる。……」とする見解を引用され (富山康吉「株式会社への政治献金」(三)定) — その三「政治献金」— 民商四七巻六号四六頁 (一九六三)、「これらの見解を素材として注 (73) で後述するように会社の政治献金は公序良俗違反との見解を導いている。こうした西ドイツの連邦憲法裁判所の判決も、法人の政治献金が構成員の投票の自由を侵害するものであるとの認識を有している点で参考になる。

(38) Pipefitters Local Union No. 562 v. United States, 407 U. S. 385 (1972)

(39) 労働組合が「政治的目的に使用される個別の分離基金」すなわち P. A. C. (Political Action Committee) と呼ばれる政治行動委員会を設立することを認め、そこから一定額の寄附を行うことを認めた一九七一年の連邦選挙運動法は、本件が連邦最高裁に上告され口頭弁論を終了した後発効しており、本件には適用されていない。

(40) Pipefitters Local Union No. 562 v. United States, *supra* at 414—415

(41) *Id.* at 415—416

(42) *Id.* at 423

(43) 連邦最高裁は、*Pepetters*事件で、財政上の寄付によって可能な選挙に対する会社や組合への影響を減少させたり取り除くことという目標よりも、政治目的のために連携して自発的に行動を共にする株主や組合員の修正第一条の権利を保護することと同時に、会社や組合の指導者によってそれぞれ選出された政治活動をする候補者や政党に、自己の個人的見解にかかわらず、財政的に支援することを要求されることから、株主や組合員を保護することという目標に、明らかに優位を与えたと指摘するものとして、*Edwin M. Epstein, Corporations and Labor Unions in Electoral Politics*, 425 *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* 33, 42 (1976). 同様に、*Pepetters*事件は、労働組合の政治献金禁止の第一義的な目的を「少数派の利益保護」としてこの指摘するものとして、*Holt, Michael D., Corporate Democracy and the Corporate Political Contribution*, 61 *Iowa L. Rev.* 545, 556 (1975). また、石田教授も、「この判示からみて、第六一〇条の制定趣旨の一つが、政治献金という手段によって会社および組合が選挙に影響を及ぼす危険を除去しようとするに於ては勿論としても、少なくとも組合に関しては、少数組合員の個人的な意見を無視して、組合の指導者が選ぶ党や候補者へ献金が強いられることになるのを防止することによって、これら少数組合員の修正第一条上の権利（表現の自由）を保護することが第一にあげられるべき基本目的であると考えていたことは明白であると思われる。」と指摘している（石田栄二郎「会社・組合の政治献金に関する米連邦最高裁の新判例」比較法政一一号一四四頁〔近畿大学比較法・政治研究所、一九七五〕）。

よらう、*United States v. Congress of Industrial Organizations*, 335 U.S. 106 (1948) 事件において、連邦最高裁は、「一九四三年の『戦時労働争議法』によって労働組合の政治献金禁止が表現された背景を以下のように説いている。すなわち、「労働組合が財政支出を通じて選挙に及ぼす影響は、極小化されるべきであり、個々の組合員が反対する政党に組合の一般基金から組合指導者が寄付することを許すことは、個々の組合員にとって不公平であると思われる。」とされる（*United States v. CIO, supra* at 115）。また、ラトレッジ判事（*Mr. Justice Rutledge*）は、「せいぜい連邦腐敗行為防止法第三二三条は、表面上『少数派保護』という目的にわずかな示唆を与えていたにすぎなかったけれども、（一九四七年のタフト・ハートレー法の）上院での審議で第一に強調された意見となったのは、『少数派保護』という考えであった。」と指摘している（*United States v. CIO, supra* at 146）。

よらう、*Cort v. Ash*, 422 U.S. 66 (1975) 事件において、連邦最高裁は、「一九〇七年の法律（ティルマン法）の立法史は、…

：普通株主の保護はせいぜい二次的関心事であるということを示している。むしろ、一九〇七年の法律、及び、その規定を若干変更して三二三条として再び規定した一九二五年の連邦腐敗行為防止法……の主要な目的は、連邦選挙が『金の力から解放されてい……』……ということを保証することであり、『以前の良い選挙運動の献金のために、営業上の利益を捜しだし、時にはそれ得させてくれる政党への明らかな影響力』……を取り除くことにある。こうして、その立法は、主として集合された富の源、そしてそれゆえに腐敗させうる影響の源として会社に関係するものであり、会社と株主の間の内部関係に直接関係するものではない。」と判示している (Cort v. Ash, *supra* at 81—82)。そして、『普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である』という点に関する注において、『第六一〇条は、後に労働組合をその政治献金禁止の中に含むように拡張された。こうした拡張の歴史は、すでに詳しく語られてきた。……当裁判所は、連邦議会が、永続的に第六一〇条を労働組合に拡張するに際し、政治目的のために組合基金を使用することから組合員を保護することに対して関心を示したということを確認する。……会社については金権選挙からの解放を強調し、労働組合については少数組合員の保護を強調するというこうした相違は、株主は株を自発的に取得し、株を処分する自由を有しているのに対して、組合員の資格と組合費の支払いが、組合保障条項（労働協約中、締結当事者たる組合への従業員への加入を強制するなど、当該組合の勢力を維持・強化するために設けられた規定……筆者注）や組合費の控除の規定（使用者が組合員たる労働者の賃金から組合費を控除して、これを一括して労働組合に交付する規定……筆者注）のために、しばしば非自発的であるという認識を反映しているかもしれない。』と指摘している (Cort v. Ash, *supra* at 81 n. 13)。しかし、右判決がそもそも第六一〇条の第一次目的を選挙に對し不当な影響力を行使することを防止すると解する点については、むしろ、反対意見を有する組合員や株主といった少数派の利益 (minority interest) を保護することをその主要目的と解する見解が有力である (David A. Grossberg, *The Constitutionality of the Federal Ban on Corporate and Union Campaign Contributions and Expenditures*, 42 U. Chi. L. Rev. 149, 151 et seq. (1974)). Holt, Michael D., *supra* at 557, 558, 562. とりわけ、後者の文献は、*Id.* at 579, 「Court判決は、第六一〇条の基本目的とみなされるべきものである少数者の利益保護に、十分な重要性を与えることを怠っているがゆえに、先例としての価値が疑わしいと言える」と指摘している。この点はひとまず置いたとしても、『判決のために提示された主たる争点は、法人が『大統領及び副大統領が投票されることとなる選挙に関する献金又は支出』を行うことを禁ずる刑法規定である合衆国法典第一八篇第六一〇条に、会社役員に對する私法上の損害賠償請求権が、会社の株主の利益となるように黙示的に含まれているかどうかという点である。当裁判所は、そのような連邦上の請求権を含んでいることは、第六一〇条の立法の文脈によつて示されていないし、その法律

を制定した連邦議会の目的を達成するために要求されていないとの結論を下す。」(Cott v. Ash, supra at 68-69) ということを根拠づけるために、右判示は展開されたものであり、こうした請求権が否定される限りにおいて、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」としているのである。連邦最高裁は、法で禁止されているようにあくまでも会社の政治献金は許されないと考えているのであって、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」という論旨から、連邦選挙が「金の力から解放されている」限り会社の政治献金は許されると帰結しているわけではない点は、看過してはならないであろう。一九八六年二月一日の連邦最高裁のマサチューセッツ市民生活協会事件判決(注(44)参照)において、非営利、非株式の法人であるマサチューセッツ市民生活協会がその一般基金の資金から連邦選挙に際して支出したことが、すべての法人に対しPACを通さない寄付・支出を禁止した連邦法に違反するとして問題になったが、「法人の資産や利益を要求するような株主や密接な利害関係人をもたない」団体であることから、たとえその組織に関係する人がその政治活動と意見を異にしても、その組織と関係を絶つために何ら経済上行動を妨げるものはないという点を重視して、連邦法をマサチューセッツ市民生活協会に適用することはその言論の自由を侵害することになると判断している。この点を裏返すならば、「法人の資産や利益を要求するような株主」がいる場合には、組織と関係を絶つためには経済上その行動を妨げることになるので、すべての法人に対しPACを通さない寄付・支出を禁止した連邦法は適用すべきこととなるのであって、「株主は株を自発的に取得し、株を処分する自由を有している」ことから、「普通株主の保護はせいぜい二次的関心事である」と扱っていない点は注意を要しよう。

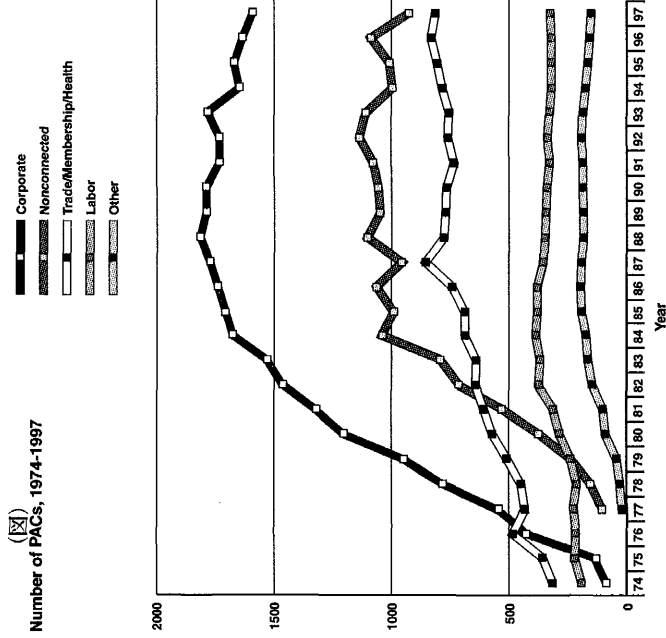
なお、選挙に対し不当な影響力を行使することを防止するという目的と、反対意見の株主や組合員を保護するという目的のうち、前者が優位すると解すれば株主や組合員全員が同意して企業や労働組合が政治献金をしても連邦法違反は成立するのに対し、後者が優位すると解すれば株主や組合員全員の同意の上で企業や労働組合が政治献金をすると連邦法違反は成立しないことになることを指摘するものとして、中原俊明「会社の政治活動の限界―米国の政治献金規制を中心に」ジュリ一〇五〇号一二〇頁(一九九四)。

(44) Federal Election Commission v. Massachusetts Citizens for Life, 479 U. S. 238 (1986)

(45) こうしたマサチューセッツ市民生活協会の三つの特徴につき、*Id.* at 264

(46) 「企業献金は、その構成員である株主や管理職、社員・従業員、従業員の政治的自由、なかんずく少数構成員の自由を侵害するものである」との趣旨を本判決は含んでいると指摘するものとして、右崎正博「アメリカにおける政治資金規制と憲法論―企業献金の禁止を中心として」法時六四卷一一号三二頁(一九九二)。

- (47) *Austin v. Michigan Chamber of Commerce*, 494 U. S. 652 (1990)
- (48) Charles D. Watts, Jr., *Corporate Legal Theory Under the First Amendment : Bellotti and Austin*, 46 U. Miami L. Rev. 317, 333 (1991) によれば、「裁判所は、その献金により富の蓄積を可能にさせた株主の政治的イデオロギーと、会社の支出が互いに関係があるということを保証することにおいて、州の利益を保護したいと考えた。こうして、株主の利益と会社の支出が提携しないことに起因する墮落の可能性の故に、会社の献金と独立支出についての州の制限は、修正第一条の関心事に優先したのである。」とされる。
- (49) *Austin v. Michigan Chamber of Commerce*, *supra* at 660
- (50) *Id.* at 660—661
- (51) *Id.* at 662—663
- (52) *Id.* at 665—666
- (53) *Id.* at 672—673
- (54) *Id.* at 673
- (55) *Id.* at 674
- (56) *Id.* at 675
- (57) *Id.* at 677
- (58) Anthony Corrado et al. ed., *Campaign Finance Reform : A Sourcebook* 140 (Brookings Institution Press, 1997)
- 一九九七年連邦選挙委員会年報 (Federal Election Commission, Annual Report 1997, at 71 (1998)) に、PACの数の推移の図があるので下にこれを引用する。
- (59) *Id.* at 141



- (60) *Id.* at 142
- (61) PACを通してのみ献金が許されるとした理由が、企業・労働組合内部の「少数者の権利保護にある」と指摘するものとして、右崎・前掲注(46)三二頁以下。同様の指摘をするものとして、前掲注(40)のPipettiers事件の判示部分参照。
- なお、PACに関する文献として、Larry J. Sabato, PAC POWER (1990), Ann B. Matasar, Corporate PACs and Federal Campaign Financing Laws (1986), 落合俊行「アメリカにおける選挙運動資金の問題状況(中)」海外事情研究二巻一号七頁以下(一九八四)、同「アメリカ大統領選挙制度の問題状況(1)」海外事情研究二巻一号一頁以下(一九八四)、同「アメリカ大統領選挙制度の問題状況(3)PACの独立支出・再考——一九八五年三月一八日の連邦最高裁違憲判決を中心として——」海外事情研究二巻一号七三頁以下(一九八五)、同「アメリカ政党の憲法学的研究」一六四頁以下(法律文化社、一九九六)、成田憲彦「主要国の選挙制度と政治資金制度の現状と課題(四)アメリカ(三)——政治資金規制の諸問題」選挙四九巻二号九頁以下(一九九六)、藤本一美「アメリカの政治資金——規制・実態・ぬけ道——」日本選挙学会編『政治資金の研究』二三頁以下(北樹出版、一九九三)、同「アメリカの政治資金——規制と実態」二二頁以下(勁草書房、一九九九)、右崎・前掲注(46)二七頁以下、三枝一雄「アメリカ」明治大学政治資金研究会編『政治資金と法制度』四一頁以下(日本評論社、一九九八)、石田栄仁郎「アメリカにおける会社・組合による政治献金と公職倫理——PAC献金を中心として——」近法三九巻一・二号一頁以下(一九九二)、土居直美「企業と労組の献金禁止と政治資金団体の役割——アメリカにおけるPACの政治機能」堀江湛編『政治改革と選挙制度』一九七頁以下(芦書房、一九九三)、成沢成文「この目で見たアメリカ連邦議員選挙」一一四頁以下(中央公論社、一九八六)参照。
- (62) Marc Epstein, *Civil Responsibility for Corporate Political Expenditures*, 20 UCLA L. Rev. 1327, 1336 (1973)
- (63) *Id.* at 1338
- (64) Holt, Michael D., *supra* note 43, at 579
- (65) David A. Grossberg, *supra* note 43, at 156 n. 52
- (66) Marc Epstein, *supra* note 62, at 1330. かつした見方が支配的見解であると考えられる。原文は「the prevailing view has been that the corrupt practices acts largely supplant the need for the ultra vires doctrine.
- (67) 加美和照「会社の能力と定款の目的」田中誠「先生古稀記念」現代商法学の諸問題」一一二頁以下(千倉書房、一九六七)、上柳克郎「アメリカ株式会社法に於ける ultra vires 理論」論叢五三巻五・六号二六頁以下(一九四七)、前田達明「法人の権利能

力・行為能力・不法行為能力⁽¹⁾」法教一〇九号六八頁以下(一九八九)。こうした研究によると、アメリカの判例は、目的外行為でも、①契約当事者双方が履行済みのときは有効に権利を取得する、②契約当事者双方が未履行のときは無効で履行請求も損害賠償請求もできない、③一方の当事者が履行済みであるが他方の当事者が未履行のときは他方に対して準契約訴訟(quasi-contractual action)又は受け取った金銭に対する損害賠償請求を認める(未履行の当事者はultra viresの抗弁を主張して履行を拒めないとする州裁判所も多い)、④総株主の同意ないし追認があるときは契約は有効となる、とされる。

- (68) 前田・前掲注(67)六四頁以下、海老原明夫「穂積陳重とUltra Viresの法理(その一)」ジュリ九七〇号一〇頁以下(一九九〇)、同「穂積陳重とUltra Viresの法理(その二)」ジュリ九七三号一〇頁以下(一九九二)、同「穂積陳重とUltra Viresの法理(その三)」ジュリ九七五号二頁以下(一九九二)、河内宏「民法四三条・五三条・五五条(法人が権利を有し義務を負う範圍と理事の代表権)」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅱ 個別的觀察(1) 総則編・物権編』一頁以下(有斐閣、一九九八)、内田貴「民法Ⅰ総則・物権総論」二一九頁以下(東京大学出版会、第二版、一九九九)、四宮和夫Ⅱ能見善久『民法総則』九六頁以下(弘文堂、第五版、一九九九)、最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六一二五頁松田二郎補足意見参照。

民法四三条の立法趣旨につき、『未定稿本/民法修正案理由書』は、以下のように論ずる。すなわち、「法人ハ固ト法律ノ創設ニ係リ或目的ノ為メニ存スルモノナルヲ以テ其權利能力モ法律ノ規定及ヒ其目的ノ範圍内ニ於テノミ存シ其限界以外ニ於テハ法律上ノ存在ヲ有スルコトナシ特別法ニ因リテ特ニ創設セラレタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其規定ニ依リテ定マリ一般法若クハ特別法ノ一般規定ニ從ヒテ設立シタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其定款若クハ寄附行為ニ依リテ定マルモノナリ而シテ法人ノ私法上ニ於ケル權利義務ハ財産ニ属スルモノナルヲ通常トスレトモ特別法ニ因リ或ハ財産以外ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フコトナシトスヘカラス故ニ本條ニ於テハ単ニ權利義務ト云ヘリ

中世以来往々法人ノ擬制ヲ不当ニ拡張シ法人ハ自自然人ニ均シキ能力ヲ有スルモノナリトシタレトモ近世ニ至リテハ法人ハ限定能力ヲ有シ其能力ハ其設立ノ目的ニ因リテ限界セラルルモノナリトノ説ハ殆ト疑ヲ容ルル者ナキニ至レリ故ニ法人ノ行為ニシテ其設立ノ目的ノ範圍外ニ在ルモノハ謂ハユル越權行為ニシテ(Ultra vires)之ヲ無効トスヘキヤ固ヨリ論ヲ竝タサルナリ」(広中俊雄編『民法修正案(前三編)の理由書』九九頁以下(有斐閣、一九八七))。こうしたことから、民法四三条が英米法の能力外法理(ultra vires)に由来することは明らかである。

なお、穂積陳重の法思想に関する研究として、白羽祐三『民法起草者 穂積陳重論』(中央大学出版部、一九九五)参照。

(69) 最判昭和二十七年二月一日五市民集六卷二七七頁、最判昭和三〇年一月二九日民集九卷二二号一八八六頁、前掲最大判昭和四五年六月二四日

なお、厳密にいうならば、営利法人の場合には、客観的抽象的基準説に統一されたことができ、非営利法人の場合には、具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断したと解されるものがある一方で（最判昭和三十三年九月一八日民集一二卷一三三〇二〇二七頁、最判昭和三十五年七月二七日民集一四卷一〇号一九三三頁、最判昭和四一年四月二六日民集二〇卷四号八四九頁）、近時の判例は客観的抽象的基準を用いて判断していると解されるが（最判昭和四四年四月三日民集二三卷四号七三七頁、最判昭和四四年七月四日民集二三卷八号一三四七頁、最判昭和四五年七月二日民集二四卷七号七三二頁）、客観的抽象的基準を用いた判例については事案の特殊性があることから、客観的抽象的基準説に統一されたとはいえない状況にある。こうした点を指摘するものとして、林良平「前田達明編『新版注釈民法』二二五九頁以下〔高木多喜男〕（有斐閣、一九九二）、前田達明「判批」星野英一「井宜雄編『民法判例百選』総則・物権」一三三頁（有斐閣、第四版、一九九六）、山崎敏彦「法人の目的の範囲」森泉章教授還暦記念『現代判例民法学の課題』三三三頁（法学書院、一九八八）、小林一俊「判研」金判七四二号四八頁（一九八六）。

ところで、前田教授は、営利法人の営利行為については客観的抽象的に「目的の範囲」か否かを判断されるが、営利法人の非営利行為及び非営利法人の営利行為・非営利行為については具体的事情によって「目的の範囲」か否かを判断される（前田達明「法人の目的」法教二二三号一三三頁以下〔一九九八〕、なお、営利法人の非営利行為につき、個別的・具体的に「目的の範囲」か否かを決すべきとするものとして、前掲最大判昭和四五年六月二四日の松田二郎補足意見参照）。客観的抽象的基準は、あくまでも取引の安全を第一次的に保護することが要請される営利法人の営利行為の側面に限定すべきで、構成員の利益あるいは公益を第一次的に保護することが要請される営利法人の非営利行為及び非営利法人の行為に拡張すべきでなく、前田教授の見解を正当と考える。もっとも、「目的の範囲」に客観的抽象的基準を用いたとしても、法人の政治献金に関しては、後述のように構成員の固有権を侵害するから、「目的の範囲外」になると解する。

(70) 柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四五年度（下）八八事件評釈（法曹会、一九七二）

(71) 憲法の人権規定が民法の一般条項を媒介として私人に間接適用されるとの立場に立ったものとして、最大判昭和四八年一月二日民集二七卷一一号一五三六頁、最判昭和五六年三月二四日民集三五卷二二号三〇〇頁。また、民法四三条がこうした間接適用の媒介としての役割を果たすことを指摘するものとして、西原博史「判批」ジュリ一〇九九号一〇二頁（一九九六）、芹沢斉「人権」

と法人の憲法上の権利の享有」青法三八卷三〇四号四八二頁（一九九七）、拙稿「判研」山院三九号一八〇頁（一九九八）。

(72) 前掲最大判昭和四五年六月二四日の大隅健一郎補足意見

なお、法人の政治献金の可否を考えるにあたり、営利性・公益性は基準となりえないし（こうした指摘をするものとして、橋本基弘「非政治団体の政治的活動と構成員の思想・信条の自由（上）」高知女子大学紀要四一巻八九頁（一九九三）、西原・前掲注（71）一〇二頁、渡辺康行「判批」ジュリ一〇三三三頁（平成八年度重要判例解説、一九九七）、拙稿・前掲注（71）一九二頁、青柳幸一「団体の規律と個人の自由」受新四九巻七号一四頁（一九九九）、また、強制加入団体・任意加入団体も基準となりえないと解する（こうした指摘をするものとして、シンポジウム「政治資金」日本財政法学会編『政治資金』一一六頁、八高柳信一発言V〔学陽書房、一九九二〕、蟻川恒正「思想の自由と団体規律」ジュリ一〇八九号二〇四頁（一九九六）、拙稿・前掲注（71）一九二頁）。この点、アメリカの連邦法が非営利法人の政治献金も禁止の対象としていること、及び、一九八六年二月一五日の連邦最高裁のマサチューセッツ市民生活協会事件判決が、任意加入団体であつたとしても、その組織と関係を絶つために経済上その行動を妨げる利害を有している株主や密接な利害関係人がいる場合には、政治献金を禁止する連邦法を適用すべきとしていたことを想起すべきである。

(73) 我妻栄「新訂民法総則（民法講義Ⅰ）」一七八頁（岩波書店、一九六五）は、各社員は、その同意なくしては総会の決議をもつてしても奪われない権利を有するとし、これを「固有権」と呼ぶ。そして、「総会を通じて社団の運営に参画する権利そのものは、すべての社団に共通の固有権であることは疑いないが、それ以上は、社団の目的、加入・脱退の難易、制限が加入するときの定款の規定によるか、それともその後多数決で変更された規定によるかなど、種々の点を考慮して決定されるべきである」とされる。ところで、相本宏教授は、注目すべき指摘をされる。すなわち、固有権の認定基準を社団目的に求めようとするEgarterの見解（喜多川篤典「『社団法人性の再検討』（一）——「持分」Anteilの「どう」と——」法協七〇巻三三九七頁注（四）（一九五三）参照）から示唆を得て、「団体の意思は、多くの場合、多数決によって決められる。しかし、団体に關する事柄のすべてを多数決で決めてよいかはきわめて問題である。団体は一定の目的のために形成されたのであるから、目的の範囲内の事柄であれば、多数決で決めるであろうが、目的の範囲外のことは、多数決によりえない、というべきであろう。会社や労働組合の政治献金は、この意味で、きわめて問題だと思われる。会社や労働組合は、自然人と同様、社会的実在であるということ、政治献金を認めることは、問題の所在を隠すことになると思われる。我が国では、多数決によつても奪われない構成員の「固有権」を認める考えが弱かつたよ

に思われるが、団体の目的という観点から、構成員の固有権の問題が検討されるべきではあるまいか。」とされる（相本宏「法人論」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一七四頁〔有斐閣、一九八四〕）。また、星野教授も、法人が多数決で特定政党に政治献金を行う決議をしても、その決議は代表者を拘束しないとして、「少数社員権の問題」に似ているとされる（鈴木竹雄Ⅱ石井照久Ⅱ矢沢惇Ⅱ久保田きぬ子Ⅱ星野英一「会社の政治献金—最高裁大法廷判決をめぐって—」ジュリ四六〇号二六頁〔星野発言〕（二一九七〇））。さらに、税理士会の政治献金を目的の範囲外とした最判平成八年三月一九日民集五〇巻三三六—三五頁の判例時報・判例タイムズにおける判例解説において、「今後、法人実在説の限界や多数決原理によっても奪われない構成員の固有権の問題（我妻・民法総則一七八ほか）、さらには、憲法上保障された個人の参政権や思想信条の自由との関連についてもさらに具体例に基づき論究が進み、学説が発展することが望まれる。」（「判解」判時一五七一—一八頁（一九九二）、「法人実在説の限界や多数決原理によっても奪われない構成員の固有権の問題（我妻・民法総則一七八ほか）、さらには、憲法上保障された個人の参政権や思想信条の自由との関連について、さらに具体例に基づいて憲法及び民法の両分野を合わせた学説が発展し、進化することが望まれる。」（「判解」判タ九一四号六四頁（一九九六））と指摘されており、この問題が構成員の固有権の問題であるという認識を有している点は看過してはならないであろう。北野教授は、「一般に政治献金行為は実質的には一票を投ずる投票権以上の機能をもつ。主権者である国民からの政党・政治家への資金提供権も法理論的には憲法の参政権から出てくる。それゆえ、企業政治献金行為は、実質的には国民の主権的権利である参政権の侵害である。それは同時に、憲法の意図する議会制民主主義を空洞化させる（議会は『国民』ではなく『企業』の代表となる）。企業の政治献金行為は博愛事業や学術団体への寄付行為とは本質的に異なる。企業の政治献金行為は、主権者である国民に固有の主権的権利（憲法一条、一五條、四一條、四三條、四四條等）に抵触する問題であるので、これを企業自体が社会的実在または社会の構成単位であるとか、納税者であるとかの立場から正当化することはできない。ことは、『国民主権』を前提とする日本国憲法秩序の根幹に関するのである。」（北野弘久『現代企業税法論』一三三八頁〔岩波書店、一九九四〕）と指摘されるが、国民である構成員に固有の主権的権利であるが故に、多数決原理によっても奪われない権利ということができよう。

もつとも、固有権を多数決原理によっても奪われない構成員の権利と定義し、固有権の内容として、構成員の投票の自由、思想・信条の自由、政治的行為をなす自由といった人権を考えることには、伝統的見解からすると抵抗があるかもしれない。ドイツ民法三五三條は、*Sonderrechte eines Mitglieds können nicht ohne dessen Zustimmung durch Beschluß der Mitgliederversammlung*

beinträchtigt werden. (社員の固有権は、その同意がなければ社員総会の決議をもって侵害され得ない)と規定しているが、固有権の内容については、学説・判例に委ねている(田中耕太郎「商法学 特殊問題上」一九五頁〔春秋社、一九五五〕)。そして、従来、ここでいう固有権は社団法人を構成する社員が社員としての地位に基づき法人に対してもつ権利を前提として議論されてきた(田中・前掲二〇〇頁、なお、固有権に関する議論として、竹田省「株主ノ固有権ヲ論ス」京都法学会雑誌五卷七号四三頁以下〔一九一〇〕、田中・前掲一八五頁以下、松本蒸治「私法論文集」二三四頁以下〔有斐閣、復刻版、一九八九〕)。

確かに、私法と公法が分化し、相互に交渉がなく、人権の私人間効力が否定されている時代においては、固有権の内容として人権を取り入れる必要はなかったといえよう。しかし、「一方では、私法原理が国家・公共団体をめぐる法律関係にも滲透していく……とともに、他方では、資本主義の高度化とともに資本主義の矛盾・欠陥があらわになり、それを是正するために、個人的生活関係に対しても国家の干渉がしばしば行なわれるようになって(社会法・経済法の誕生)、個人的生活関係を支配した私的自治の原則は広範な制限を受けるようになる(私法の公法化)」(四宮和夫「民法総則」二頁〔弘文堂、第四版補正版、一九九六〕)。こうして、私法と公法が交錯する時代となり、しかも、私法の領域においても、私人による人権侵害が問題となるに及んで、基本権の私人間効力が登場するに至る。我が国では、間接適用説が判例(前掲最大判昭和四八年二月二日、前掲最判昭和五六年三月二四日)・通説となっているが、ドイツでは、間接適用説から一步進み、国家の基本権保護義務(国家は、第三者による侵害から個人の基本権を保護するために積極的な措置をとる義務)を基本権の私人間効力が問題となる場面でも肯定し、①過少保護の禁止(保護は憲法上要請された最低限を下回ってはならない)と、②過剰介入の禁止(保護はその相手方の基本権に対して過度に介入することになってはならない)とをまもりながら、双方の基本権を衡量して解決を導く見解が支配的な地位を確立しつつあるとされ(山本敬三「憲法と民法の関係―ドイツ法の視点―」法教一七一―四七頁〔一九九四〕、なお、同「現代社会におけるリベリズムと私的自治(一)―私法関係における憲法原理の衝突―」論叢一三三卷四号一五頁以下〔一九九三〕、我が国にも、こうした国家の基本権保護義務の構成を採り入れるべきとする見解が主張されるに至っている(山本敬三「基本権の保護と公序良俗」京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第三卷』一六七頁以下〔有斐閣、一九九九〕、同「公序良俗論の再構成」奥田昌道先生還暦記念『民事法理論の諸問題下巻』六九頁以下〔成文堂、一九九五〕)。こうした状況下において、私人である法人の多数決によって私人である構成員の人権が侵害される場合の保護が問題になってくる。ところで、団体が特定政党(または特定候補者)の支持決議をする場合、団体の構成員との関係で問題を発生させるとすれば、次の三つの局面

が考えられる。すなわち、①他の政党の支持・選挙活動を行った構成員を決議違反に統制違反として統制処分の対象とすることができるか、②当該支持決議に基づき、当該政党のための運動資金を構成員から個別に強制徴収することができるか、③当該支持決議に基づき、当該政党のための運動資金を団体の一般財産から支出することができ、他の政党支持の構成員はこれに異議申立をすることができないかという点である（こうした指摘をするものとして、横井芳弘「判批」萩澤清彦編『労働判例百選』一一九頁〔有斐閣、第五版、一九八九〕、藜沼謙一「特定政党・候補者支持の組合決定とこれにもとづく組合員からの資金徴収の組合決定の効力―最近の裁判例について」判評一八八号七頁〔一九七四〕、長岡徹「労働組合の政治資金と組合員の人権（一）」論叢一一二巻一頁二〇頁（一九八二）。営利法人の場合、とりわけ有限責任を負うにすぎない社員で構成される株式会社の場合、③の問題しか生じ得ず、株式会社社の政治献金を目的の範囲内とした前掲最大判昭和四五年六月二四日が出されたこともあって、固有権の内容として人権を盛り込む点については、問題意識が少なかったといえる。しかし、①②③の局面が問題となりうる労働組合のような中間法人や、税理士会、司法書士会のような公益法人にまで視野を広げたとき、総会を通じて社団の運営に参画する権利といった社員たる地位に基づく権利のみならず、構成員の人権も、各構成員がその同意なしには総会の決議をもってしても奪われない権利である固有権としてとらえ、多数決原理の限界として位置づけてその保護を図っていくことは、基本権の私人間効力が認められ、国家の基本権保護義務を強調する見解も主張されるに至っている現在では有用といえるのではないかと考える。石川教授は、「労働組合においては、個人の基本的人権は尊重されなければならない、況んや、その中心たる思想の自由、政治的活動の自由は特に重んぜられなければならないと考える。個人の政治的活動の自由は、労働組合は、いかなる方法によるもそれを奪い得ない、といわなければならない。」（石川吉右衛門「労働組合の統制力と組合員の政治的自由―統制力の限界の一面―」法協七六巻一頁一―二頁以下〔一九五九〕）とされるが、構成員の思想の自由、政治活動の自由を固有権に含めるならば「いかなる方法によるもそれを奪い得ない」ということが実現できるといえる。とりわけ、「本来の固有権論は、当該の権利自体の本質上多数決によつて奪われうる権利であるか否かを決定することがその問題である」（鈴木竹雄「新版 会社法」八九頁〔弘文堂、全訂第二版補正版、一九八三〕）とするならば、「多数決の限界」として機能する固有権を構成員が「基本的に有している利益で多数決によつて奪うことのできないもの」と定義し（永井和之『会社法』一三四頁〔有斐閣、一九九六〕）、構成員の人権も視野に入れた形で多数決原理の限界を明らかにしていくことは、後述の「公序良俗論」よりも一層、多数決原理の濫用に対し有効な歯止めとなると考える。固有権理論はそもそも公法の領域において発達した概念であるが、その本質は公法の本質より生ずるものではなく、社団の本質より生ずるもの

あり、多数決の原理が適用せられるいかなる所にも多数決の適用範囲を限定する論理的相関者として現れる理論であることから、固有権理論は公法より私法の法人理論に移入せられてきたという経緯からするならば（田中・前掲一九四頁）、構成員の人権も、各構成員がその同意なしには総会の決議をもつても奪われない権利である固有権としてとらえ、多数決原理の限界を明らかにしていくことは不当でないと考える。かつての学説には、社員が有する親族権、相続権、総ての財産権といった社団の社員に属する総ての権利を固有権とする見解もあったが（こうした見解につき、田中・前掲二〇〇頁）、社団の目的と無関係にこうした権利を固有権に含めるのは問題があるとしても、社団の目的に関係する限りにおいて社員の人権を固有権に含めることは正当と考える。最近になって、民法と憲法との関連が注目され、星野教授は、基本的人権に関し、「これは、もともと国に対して、人間として人間の尊厳ゆえに持っているいろいろな利益を、主張できる権利です。しかし、同じような人間の尊厳に基づくいろいろな利益、権利といったものは、私人同士、国民同士でも主張できるはずです。そういう意味では、実は人間の尊厳に基づいたことを中心に考えると、民法も憲法も共通した基本原則を持っている」と指摘されているが（星野英一「民法と憲法―民法から出発して―」法教一七一号七頁（一九九四））、人間の尊厳を守るためには、構成員の固有権の中に構成員の人権も含め、私人である団体が多数決によって人権を侵害することはできないとすることが必要といえる。相本宏教授の「固有権」に関する見解はこうした見地から支持しうると考える。

なお、私見のように考える見解は、決して特異な見解ではない。富山教授が、株式会社がなす政治的目的のための支出行為は「対社会的には国民の参政の平等という原則と矛盾し、対構成員の関係では構成員が市民として有する政治的自由と矛盾するといふ、その反公益性」を有し、「公の秩序違反の行為（民九〇）」としてその私法上の効力を否定されるべき行為であることとされ（富山・前掲注（37）五二頁以下、同旨の見解として、小松俊雄「会社の政治献金―八幡製鉄事件の二つの判決を中心として―」明治大学現代法研究会編『政治のなかの法』六九頁（敬文堂、一九六九））、河本教授が、株式会社のみならず政治献金は、「商法以前の、憲法・民法の段階においてすでに無効」とされ、「本判決（八幡製鉄政治献金事件前掲最大判昭和四五年六月二四日…筆者注）も認めているように、政治献金が『政治の動向に影響を与える』、『国民の政治意思の形成に作用する』ことがある以上、それは、自然である国民各自の選択によってなされるべきことであり、取締役が自己の財産ではない会社財産を、政治的目的に使用することとは、右の原則に反する、との理論による。」とされ（河本一郎『現代会社法』七四頁〔商事法務研究会、新訂第七版、一九九五〕、なお、同「判批」昭和四五年度重判解説ジュリ四八二号八七頁（一九七二）参照）、中村教授が、「会社の政治献金に関するかぎり、

国民の政治的信条の自由および参政権の個人的性質と両立せず、したがって憲法秩序に違反し、また民法九〇条違反と解する説に賛同したい。」とされるが（中村一彦『企業の社会的責任―法学的考察―』二二六頁（同文館、改訂増補版、一九八二）、私見は、富山教授・河本教授・中村教授が憲法違反・民法九〇条違反で主張されている内容を、法人の政治献金が「対構成員の関係では構成員が市民として有する政治的自由と矛盾するという」側面から、固有権を媒介として民法四三条論で法人の目的の範囲外と構成するものである。なお、民法九〇条違反とする説は、奥島教授が指摘するように、三菱樹脂事件判決（前掲最大判昭和四八年一月二二日）により、憲法上の人権保障を私人間にまで拡張しようとする間接適用説が認められ、それゆえ、参政権（憲法一五条）の侵害に対しては、「参政権違反を内実とする民法九〇条の適用により、間接的に、憲法の人権規定を」適用し「政党と会社という私人間の政治献金という私的行為を規制することが可能となったのである。」とすることになるが（奥島孝康「会社の政治献金」法セ二四一―二四頁（一九七五）、憲法の間接適用を指摘するものとして、北野・前掲三三九頁）、私見も、憲法の間接適用という点では同じであるものの、南九州税理士会政治献金事件の最高裁判決（前掲最判平成八年三月一九日）が、政治献金を税理士会の目的の範囲外とする根拠として政治献金は投票の自由と表裏をなし構成員が自主的に決定すべき事柄であるという点をあげていたことから、民法四三条において憲法の間接適用を実現しようとするものにすぎない。また、四宮教授は、法人の政治献金は「一応目的の範囲内ではあるが、もう一べん社会的妥当性の判断を加え、そしてまた目的の範囲の問題に返ってくる。そのような二重構造になっていると考えるのです。」と分析し、「金の行方がどうなるかは、あまり本質的な問題ではない。つまり、どの政党を支持するか、どの政党に献金すべきかは、個人が判断すべきだという見地から考えていくのです。」として、法人の政治献金を民法九〇条の公序良俗違反にとらえ、法人の政治献金を結局、法人の目的の範囲外と解されている（鈴木竹雄「伍堂輝雄」四宮和夫「矢沢惇」小林直樹「会社の政治献金の法律問題―東京高裁の判決をめぐって―」ジュリ三四三―三四三頁以下（四宮発言）（一九六六））。私見は、この見解を一步進め、構成員の固有権という観点から考えるならば、公序良俗違反を媒介とせず法人の政治献金は目的の範囲外とする結論を導けると構成したものにはかならない。さらに、富山教授が、「その行為の私法上の効力を絶対的に否定する、という結論をうるかぎりではこれは権利能力の範囲外の行為としても同じであるから、かりに、わが国の判例・学説が、現在なお権利能力の有無ということをもって、法人のなしうる行為の限界を定める一般的形式とするためを貫徹するのであれば、政治意思形成への参加は原則として個人たる市民の生活関係に属し、市民法上の法人はかかる生活関係に立たない、という点だけから、これを権利能力の範囲外の行為として法技術上処理することもあるいは許されるだろう。」（富山・前掲五二頁）

としていたが、私見は、法人のかかわる生活関係の側面から捉えるのでなく、むしろ法人の多数決原理の限界の側面から法人の目的の範囲外という結論を基礎づけたものである。

(74) この点につき、労働組合の政治献金を、組合基金から支出する場合は許されるが、徴収決議に基づいて組合員から個別に強制徴収する場合は許されない(分離論)とした国労広島地方本部事件の最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁がある。しかし、①構成員が会費を支払う場合、それが政治献金に流用されるとは考えておらず、また流用される可能性があるときは反対する機会を与えなければならないにそうした機会が与えられていないこと(この点を指摘するものとして、川口実「労働組合の政党支持の自由と統制権」季労六七号一八頁(一九六八))、②団体財産から支出することが許されると、会費名目で直接の政治献金を強制される場合があるのであるから、両者を区別することは意味をなさないこと(「運動のための費用を会員から一般会費として徴収した中から支出するか、又は、そのための特別会費として会員から徴収するかは、単に政策的、便宜的な問題」)であり、「団体は、機関の多数決により、一般会費を特別会費分増額することにより、団体の政治運動に反対の会員から一般会費の方法により徴収した会財政から費用を支出して政治運動を遂行することにより、これに反対の会員に対し、右政治運動のよって立つ政治的立場に賛成するよう強制しているにも拘らず、前記判例法(前掲最判昭和五〇年一月二八日……筆者注)の適用を免れることが可能になり、前記判例の法理は、事実上殆ど無視されることになる」と指摘するものとして、日本弁護士連合会スバイ防止法反対運動事件の原告らの主張(「総会決議無効訴訟」報告(四)自正四三卷九号一四七頁(一九九二)▽)、③支出に不足する団体財産の補充のために会費の追加徴収が臨時になされる場合もあるのであるから、両者は不可分一体であるとみるべきこと、④分離論は拠出者と政治的信条の一体化が生じたか否かの基準で両者を区別するが(佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈(法費会、一九七九))、毎年同じ政党に政治献金をしている団体が会費を徴収しその団体財産からその政党に政治献金する場合は、拠出者と政治的信条の一体化が生じているのであり、徴収決議に基づき政治献金を個別に強制徴収する場合とはほとんど差異はなく、拠出者と政治的信条の一体化が生じたか否かで両者を区別することは不合理であることなどに鑑みるならば、分離論は妥当といえず、政治献金を、徴収決議に基づき団体の構成員から個別に強制徴収する場合であろうと、団体の一般財産から支出する場合であろうと、いずれも許されないとする一体論に立つべきである(分離論の不当性を指摘するものとして、蟻川・前掲注(72)二〇三頁以下、長谷部恭男「憲法」二二〇頁(新世社、一九九六)、拙稿「法人の目的の範囲—政治献金は法人の権利能力の範囲内か—」山院三八号三〇四頁以下(一九九七)、甲斐道太郎「政治献金と税理士会の目的の範囲」リマークス一五号

一〇頁〔一九九七〕、拙稿・前掲注(71)「判研」一九三頁)。

なお、一九九〇年六月四日の連邦最高裁のカリフォルニア州弁護士会事件判決 (Keller v. State Bar of California, 496 U.S. 1 (1990)) において、同弁護士会が、所属弁護士の一部が賛成しない政治的イデオロギー的活動に資金を供給するために会員から強制徴収した会費を使用することは、そうした支出が法律事務を取り扱う職業を統制し法的サービスの質を向上させるといふ目的のために必ずしも合理的に負わされていないならば、言論の自由を定めた合衆国憲法第一修正に違反するとしている。「原告は、州弁護士会がとりわけ州の立法、すなわち、(a) 州ないし州以下の地方公共団体の行政機関の雇用者が被用者に嘘発見器の検査をするよう要求することを禁ずる法、(b) 甲鉄を貫通するような強力拳銃といった武器の所持を禁ずる法、(c) 大気汚染を引き起こした者を無制限に訴える訴権を創設する法、(d) 他国から、労働者を招聘する計画を制定したり労働者の受け入れを許可することを、やめるよう連邦議会に要求する法、といった立法に賛成ないしは反対の運動をすることに従事してきたと主張する。原告の申し立てはまた、州弁護士会によって資金を供給され後援された代表者会議が、銃規制の州民発案を支持したり、被害者の権利章典である再審裁判を考えている合衆国上院候補者の声明を非難したり、核兵器凍結の州民発案を支持したり、妊娠中絶・公立学校での礼拝・人種差別廃止のための生徒のバス通学輸送について連邦裁判所の管轄を制限する連邦の立法に反対したりしたと主張する。一方では、弁護士会の役員や会員が法律事務を取り扱う職業の統制を最終的に負わされている人々への専門的助言者として本来的に行動する州弁護士会の活動と、他方では、そうした目標の促進に合理的関連性を有しない政治色あるいはイデオロギー色のついた州弁護士会の活動との間の境界線が、正確にどこに置かれるかを見分けることは、必ずしも容易ではない。しかし、その範囲の両極端は明確である。すなわち、銃規制や核兵器凍結の州民発案を支持し促進するために、強制的な会費が使われてはならない。他面において、原告は、弁護士会の会員の懲戒や専門職のための倫理規定の提案に關係した活動のために使われる強制的な会費に、憲法上有効な反対をすることはできないのである。」(Keller v. State Bar of California, *supra* at 15-16) として、原判決を破棄し事件を差し戻した。強制加入の弁護士会が、政治的思想的主張を推進するための活動費用を、会員から強制徴収した会費で賄ったのは、団体の一般財産から支出する場合であっても、その構成員の言論の自由を侵害することになると解しており(一体論、徴収決議に基づき団体の構成員から個別に強制徴収する場合は構成員の権利を侵害するが、団体の一般財産から支出する場合は構成員の権利を侵害しないといった議論(分離論)はなされていない点に注意する必要がある。この点、わが国の日本弁護士連合会スバイ防止法反対運動事件の第一審(東京地判平成四年一月三〇日判時一四三〇号一〇八頁)が、アメリカの右連邦最高裁判決と異なり分

離論に立ち、「被告が、一方で一般会費として原告らに資金拠出を強制し、他方で会財政から費用を支出して本件反対運動を行っているからといって、原告らに対し、その意に反して右運動のよって立つ意見、立場等についての支持の表明を強制しているに等しい」ということはできず、原告らの思想、良心の自由を侵害することになるものではない」としていたことと対比すべきである。

(75) ①傾向企業が政治献金を行う場合、②法人の構成員全員が政治献金に賛成して法人が献金を行う場合については、法人の政治献金を肯定することに問題がない(①の場合に政治献金は可能とするものとして、岩崎稜「判批」法七一八二年一月号別冊付録『判例ハンドブック「会社法」』一四頁、なお、「政治思想を促進するために特に形成され」た団体に対し、一般基金からの政治的独立支出を認めたFederal Election Commission v. Massachusetts Citizens for Life, supra note 44, at 238参照。②の場合に政治献金は可能とするものとして、富山・前掲注(37)五二頁以下、四宮発言・前掲注(73)三六頁、星野発言・前掲注(73)二二頁、二六頁、河本・前掲注(73)七四頁)としても、③法人の構成員から政治献金を行うための任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を法人が献金する場合については、反対の構成員がいることから法人の政治献金を認めることに問題がないわけではない。しかし、構成員とは別個の存在として法人の存在を認め、法人の政治的言論の自由が認められる以上、法人の意思として公職選挙において特定政党ないし特定候補者を支持することを決定し、これを表明することはできると考える(特定候補者支持の組合大会決議も、その決議に従わずに自ら立候補しようとする組合員や他の候補者を支持する活動をする組合員に対し、それを思いとどまるよう勧告または説得するという趣旨にとどまり、右組合員を統制違反として直ちに処分することはほしくないという趣旨であれば、その限度において右組合決議も有効であるとしていと解されるものとして、最大判昭和四三年一月四日刑集三二卷二二号一四二五頁、最判昭和四四年五月二日裁判集民九五号二五七頁)。たとえ公益法人であったとしても、例えば、宗教法人が宗教法人の税制等の優遇措置を主張する特定政党や特定候補者の支持を表明したり、慈善活動を目的とする公益法人が当該慈善活動に関わる社会福祉立法の成立を主張する特定政党や特定候補者の支持を表明することは、許されよう(こうしたことを禁止する公益法人の場合には、政治的中立を要求する教育基本法八条のような規定を設けるべきである)。前掲最判平成八年三月一九日判決の調査官解説も、「法(税理士法……筆者注)四九条の二二第一項には、税理士会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる、と規定されており、この規定や本判決の判示からも、少なくとも、税理士会が右の範囲の行動やそれに準ずる活動、例えば、税理士法改正案につき国税当局や国会議員に税理士会の立場を説明し、意見を述べたり、税理士会として意見表明の決議をしたりすることは、それが政治性を帯

びるものであっても、税理士会の目的の範囲内の行動として許容されることになると考えられる。」としており（八木良一「判解」曹時五〇巻二二号一六三頁（一九九八）、税理士法改正案に関し立場を同じくする特定政党や特定候補者の支持を表明することも、その延長線上の問題として許されるといえよう（公益法人である日本弁護士連合会が、スパイ防止法に反対する旨の総会決議を行い、また意見書の発表、ニュースの配布等の反対運動を行ったことに関し、弁護士会の目的の範囲内とした高裁判決入東京高判平成四年一月二二日自正四四巻二号九九頁Vを最高裁は是認したが入最判平成一〇年三月一三日判例集未登載V、こうしたことから最高裁は、公益法人につき政治献金以外の何らかの「政治的活動」の余地を承認していると指摘するものとして、渡辺康行「団体の中の個人―団体の規律と個人の自律」法教二二二号三六頁（一九九八）。アメリカにおいては、企業や労働組合が「政治目的に使用される個別の分離基金」すなわちPAC（Political Action Committee）と呼ばれる政治行動委員会を設立し、企業の場合には株主・役員・管理職員及びこれらの家族から、また、労働組合の場合には組合員とその家族から、任意の寄付を集め、こうして集めた基金から政治献金をすることが認められている。従って、我が国においても、法人が特定政党や特定候補者の支持を表明するのみならず、法人がPACのような別組織を作り任意の寄付を集めてそこから献金したり（PACによる政治献金を導入することを主張するものとして、岡原昌男元最高裁判所長官発言『第一二八回国会衆議院 政治改革に関する調査特別委員会議録』第一三二頁（一九九三年一月二日）、あるいは、任意加入の別組織を作つて献金することは認めてよいであろう（任意加入の別組織を通じて政治献金を行うことを認めるものとして、北野弘久「税理士会の政治献金」時法一三二二号六九頁（一九八七））。さらに、構成員の投票の自由、思想・信条の自由、政治的行為をなす自由を侵害しないように法人が構成員から任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を、法人が支持する特定政党ないし特定候補者に献金することも、認めてよいであろう。これにより、構成員の投票の自由、思想・信条の自由、政治的行為をなす自由と、法人の政治的言論の自由・政治活動の自由との調和を図ることができると考える。そして、ミシガン商工会議所事件でアメリカの連邦最高裁において指摘されているように、「法人により生み出された言論は法人の政治的見解に対する寄付者の支持を正確に反映している」こと、すなわち、「法人がその政治的見解を述べることを認めると同時に法人の支出によって引き起こされる歪曲化を取り除くことに正確に向けられて」いることが重要であり（Austin v. Michigan Chamber of Commerce, *supra* note 47, at 660-661）、右の見解は「こうした点を考慮している」といえる。

(76) 河内・前掲注(68)五二頁、拙稿・前掲注(74)「法人の目的の範囲―政治献金は法人の権利能力の範囲内か―」三〇五頁、前

掲最判平成八年三月一九日の調査官解説も、「本件決議は、使途を明示した特別会費の徴収の決議であるが、このような方法によらずに税理士会が政治献金を一般会費による財源から支出した場合はどうか。本件のように会費の徴収を問題にすることは困難であるが、事実関係によっては少なくとも金員の寄付を決定した役員の問題となるであろう。」としている（八木・前掲注（75）一六三頁）。

(77) 八幡製鉄政治献金事件前掲最大判昭和四五年（一九七〇年）六月二四日以降、ロッキード事件（一九七六年七月元首相・田中角栄逮捕）、ダグラス・グラマン事件（一九七九年五月元防衛庁長官・松野頼三議員辞職）、擦糸工連事件（一九八六年五月代議士・横手文雄、稲村佐近四郎起訴）、砂利船汚職事件（一九八八年一月参議院議員・田代富士男起訴）、リクルート事件（一九八八年一月元蔵相・宮沢喜一引責辞任、一九八九年四月元首相・竹下登退陣表明、同年五月代議士・藤波孝夫、池田克也起訴）、共和汚職事件（一九九二年一月元北海道・沖繩開発庁長官・阿部文男逮捕）、佐川急便不正融資事件（一九九二年九月前自民党副総裁・金丸信略式起訴、同年一〇月金丸信議員辞職）、ゼネコン汚職事件（一九九四年三月代議士・中村喜四郎逮捕）、佐川急便不正借入疑惑（一九九四年四月元首相・細川護熙退陣表明）、富士重工汚職事件（一九九八年一〇月代議士・中島洋次郎逮捕）などの汚職事件が起きてきたことを想起されたい（白羽祐三『プロパティと現代的契約自由』九四二頁、一一三二頁〔中央大学出版部、一九九六〕、朝日新聞参照）。

中原教授は、「政治献金に関し、我が国が性善説に立つ法と慣行を形成したのに対し、米国は基本的にこれを性悪視する法文化を築いてきた」とし、「政治の金権腐敗を防止し、併せて会社法的立場から経営者が会社の資金、すなわち『他人の金』を自己の政治的嗜好のために利用することを抑制するために、日本でも目ざすべきはアメリカ型の法規制ではないか」と指摘されるが（中原・前掲注（43）一一九頁）、我が国のたえまない汚職事件の現状に鑑みたととき正当といふべきである。

なお、政治家個人への会社、労働組合その他の団体の政治献金については、一九九五年一月施行の改正政治資金規正法の付則で、「この法律の施行後五年を経過した場合において、これを禁止する措置を講ずるものとする」と定められたが、与党側の消極姿勢で二〇〇〇年一月からの禁止の実現が危ぶまれており、立法に改革を委ねるばかりでなく、議員定数違憲訴訟のように司法から改革を迫ることも必要といふべく、その意味で司法から改革の実現を迫ることを放棄した前掲八幡製鉄政治献金事件最高裁判決の責任は大きいといわねばならないといえよう。

(78) 「本来営利団体である会社でございますから、非取引行為、つまりもうけにならぬこと、これをやることは株主に対する背任に

なります。もし見返りを要求するような献金でございませうと瀆職罪になるおそれがある、そういう性質を持ったものでございませう」と指摘するものとして、岡原昌男元最高裁判所長官発言・前掲注(75)八頁。

なお、立花隆『田中角栄研究 全記録(上)』二二頁以下(講談社、一九八二)によれば、「献金をまかなってあまりある恩恵が返ってくる」とし、企業が借金した場合その利子を国家でもつという「利子補給法」に類した法律、租税特別措置法などによる税法上の特別措置(償却特別、低率の法人所得税など)、財政資金による公共事業、財政投融资、海外・国内の利権、独禁法・公害法などの甘い規制などの恩恵を受けているとした上で、「企業は営利を目的とする以上、見返りのない献金は絶対にしない。その意味で、政治献金はすべて汚職まがいな恐喝まがいのものであるといつてよい。」という点を、企業や団体の国民協会に対する寄付金から論証している。

また、北野教授は、企業の巨額の政治献金に対し、大企業はその見返りとして次のような利益を政府から受けていると指摘する。すなわち、「第一に、税法上の恩典である。少し古くなるが、自治労大阪府本部の調査によれば、大阪に本社のある資本金一〇億円以上の大企業に対する実質税負担率は、つぎのごとくである。すなわち、一九八四年中に決算期をむかえた一九業種六六社の法人四税(法人税、府民税、市民税、事業税)の実質税負担率は全産業で申告六二・一パーセントのところ、わずかに二六パーセントになっている。保険業は申告五〇・七パーセントのところ九パーセント、民営鉄道業は申告六三・九パーセントのところ一〇パーセント、卸売業は申告六三・九パーセントのところ一六パーセント、となっている。一般的にいつて日本の大企業の法人税等の実質負担率はきわめて軽いものとなっている。国家公務員労働組合連合会の調査によれば、企業別の租税特別措置、つまり「かくれた補助金額」(当該決算書にみられる累積減免額)はつぎのごとくである。日産自動車二七八五億三七〇〇万円(一九八五年三月三十一日決算)、松下電器産業一三三二億一九〇〇万円(一九八四年一月三十一日決算)、日立製作所二一八億一七〇〇万円(一九八五年三月三十一日決算)、三菱重工業一四八五億四一〇〇万円(一九八五年三月三十一日決算)、新日本製鉄二八八七億六三〇〇万円(一九八五年三月三十一日決算)。

第二に、目にみえる補助金という形の投入額は、一九八四年度の通産省所管分だけで、つぎのごとくである(予算数字)。日立製作所六〇億円、三菱重工業四七億三九〇〇万円、東芝四三億二四〇〇万円、川崎重工業二六億四四〇〇万円、石川島播磨重工業二二億五三〇〇万円。

第三に、大企業に対しては政府からの有利な巨額の受注がある。たとえば、一九八九年度の防衛庁の契約実績額はつぎのごとく

である(表)。三菱重工業三六三六億円、川崎重工業一七四九億円、三菱電機一一一七億円、日本電気七一〇億円、東芝六八三億円、石川島播磨重工業六二八億円、日本製鋼所三二二億円、日立造船二六二億円、小松製作所二二六億円、富士重工業二一六億円等。なお、日産自動車は一四一億円となっている。

以上のほかに、たとえば「バブル経済」を演出した土地税制を含む土地政策は、企業の土地ころがし、土地投機等を助成し、企業に巨額の利益をもたらした。租税国家を前提とする日本の憲法政治にとって「本質論的危機」をもたらす消費税問題の展開も、右の「企業主権」の構造と無関係ではない。税率年三パーセントで、勤労世帯はいわば「植物人間」の法的地位で自己の意思とは無関係に年約一一万円もの消費税を負担をしている。大企業は、消費税を納付する

るところか、「戻し税」という名の巨額の「輸出補助金」を収受している。たとえば一年間で松下電器産業三〇四億円、東芝一九億円、日本電気一五〇億円、ソニー三六五億円、日立製作所三四億円、本田技研工業一九七億円、マツダ一七〇億円、三菱重工業八七億円、三菱自動車工業一四三億円、新日本製鉄三三二億円、日本鋼管三三三億円、川崎製鉄二九億円。右の金額は、「戻し税額」から「国内納税額」を控除した「純還付税額」である。トヨタ自動車は差引四一六億円、日産自動車は差引一四四億円を納付しているが、その「戻し税額」そのものはそれぞれ七八四億円、四六三億円の巨額となっている。

なお、昨年(一九九〇年)二月の総選挙の際に当時の自民党小沢一郎幹事長が、財界にたいして三〇〇億円の献金を要求したと

表 1989年度防衛庁調達上位20社の政治献金

企業名	防衛庁契約	自民党	民社党
①三菱重工業	3,636億円	4,711万円	844万円
②川崎重工業	1,749	987	111
③三菱電機	1,117	6,641	100
④日本電気	710	3,800	120
⑤東芝	683	4,800	360
⑥石川島播磨重工業	628	856	206
⑦日本製鋼所	312	135	—
⑧日立造船	262	642	—
⑨小松製作所	236	1,500	200
⑩富士重工業	216	1,875	320
⑪沖電気工業	199	2,500	—
⑫日立製作所	185	5,000	300
⑬三菱商事	184	6,910	50
⑭富士通	171	3,600	200
⑮住友重機械工業	171	612	136
⑯ダイキン工業	157	372	—
⑰日産自動車	141	4,270	430
⑱日本工機	116	—	—
⑲東京計器	108	—	—
⑳島津製作所	102	536	—
合計	11,083	49,747	3,241

伝えられた。要求の理由として物品税を廃止し消費税の導入によって、特に自動車、家電の業界が巨額の利益を受けたのだから、見返りとして政治献金をすべきである。もし、応じない場合には消費税を引上げるといったとも伝えられる。日本の憲法政治の実態、『政治と金』がいかに癒着しているかが、これによつてもうかがわれる。」(北野・前掲注(73)三四八頁以下)。パブル経済がはじけた現在、企業の土地ころがし、土地投機等による巨大な利益、持ち株による含み益は得られなくなったが、他の見返りは依然として続いているといえよう。

(79) 資本主義・自由主義経済の支持派の代表格である経団連の元会長土光敏夫氏(臨時行政調査会会長、臨時行政改革推進審議会会長も歴任)は、経団連の会長に就任して早々「企業の政治献金廃止論」を唱えていたし(居林次雄「政治献金の再検討―企業献金のゆくえ」ひろば四六巻一〇号五六頁(一九九三))、ロッキード疑獄に際しても、「経団連は政治献金の金集めのエージェントではない。献金は個人でやるべきだ」と主張していたことを(小泉欽司編『現代日本』朝日人物事典 一一〇一頁〔朝日新聞社、一九九〇〕)、想起すべきである。また、一九九八年四月二〇日には、経済同友会の政治委員会(委員長・堤清二セゾンコーポレーション会長)が、企業の政治献金の全廃を主張し、政治資金の使途の明確化を求める提言「経済界と政治の新たな関係の構築」を發表している。その中で、企業献金については、「市場経済を維持するため」という大義名分は失われつつあると断言する一方、経済界の中にある「民主主義を担保する適正なコストを経済界が負担する」という考え方も否定し、政治資金は「企業献金を廃止し、基本的に党費、個人献金、政党助成金」でまかなうべきだと主張している(朝日新聞一九九八年四月二二日)点も看過してはならないであろう。

もつとも、企業側の本音としては、政党「の健全な発展に協力することは、会社に対して、社会的実在としての当然の行為として期待される」ことから、そうした協力の一態様として企業が自主的に政治献金を行っている(前掲最大判昭和四五年六月二四日判決参照)のではなく、「政治家が要求をする政治献金に応じないと、後でひどい『しっぺ返し』を喰う破目になっては大変であるし、政治家先生の祝賀パーティのパーティ券を大量に購入するように要求されると、止むを得ずおつき合いを、というのがこれまでの実情であった。したがって、『政治献金を一切してはならない』という法律ができるのであれば、各企業としては内心、大喜びとなるわけである。」(居林・前掲五七頁)という実情を十分に認識すべきであろう。

(80) 朝日新聞一九九九年六月二五日「私の見た最高裁判所 中 前最高裁判事 園部逸夫氏の回想」

(81) 内田・前掲注(68)二二三頁、なお、内田教授は、会社の政治献金を民法四三条で目的の範囲外とすることは「法律家の論理」

でないとしながら、税理士会の政治献金さらには司法書士会の災害被災者への人道的寄付については民法四三条で目的の範囲外と解している(内田・前掲注(68)二二三頁以下)。後者の問題に「法律家の論理」でないとする民法四三条の適用可能性があることを認めているながら、前者の問題について民法四三条の適用を肯定する説を、たとえ反対であったとしても、「法律家の論理」でないとしてその解釈の可能性自体を一〇〇パーセント否定されるのはいかなるものであろうか。浜田教授は、「政治資金の寄付について検討すれば、会社への出資者は政治的信条を同じくするわけではないから、全社員一致の同意が得られることはまずはあり得ない。間接的に、あれ会社の目的を遂行するために必要・有益かといえば、少なくとも今日の社会情勢においては、とてもそうであるとは思われない。議会制民主政治における政党の役割は重要であり、その健全な発展に協力することは、一人ひとりの国民に期待されることではある。しかし、平成六年には政党助成法が制定され、国が政党交付金でもって政党を助成することとなった今日、政治団体ではなくて営利法人である会社までがそのような協力を期待される度合いは、著しく低下している。このような情勢下では、会社による政治資金の寄付は、会社法の論理としても許されないと、いう解釈を明確に打ち立てていくべきである。」(傍点筆者)と指摘されるが(浜田道代「会社の目的と権利能力および代表権の範囲・再考」(下)曹時五〇巻一一号六頁以下(一九九八)、内田教授が「政治献金も企業の活動に間接的にせよ役立つと判断される以上、当然に目的の範囲内である」と論ずるべきだった。)(内田・前掲注(68)二二三頁)と指摘されているのと対比するとき、その認識は余りにも対照的である。

岡原昌男元最高裁判所長官は、「できればそういう方向(企業・団体献金の全面禁止……筆者注)に行きたいと思えます。ただ、あの判決(八幡製鉄政治献金事件前掲最大判昭和四五年六月二四日：筆者注)をよく読んでいただきますとわかると思いますが、これだけ企業献金がその当時、あれは昭和三十五年の事件でございませう、行き渡っておったものでは、最高裁があれをやれるわけがないです、違憲であるとか違反であるというふうなことに。全部の候補者がひっかかるような、そういうことは実際上としてやれない。したがって、あれは助けた判決、俗に我々助けた判決というものでございませう。」と国会で参考人として発言されているが(岡原昌男元最高裁判所長官発言・前掲注(75)一四頁)、これはいみじくも会社の政治献金を民法四三条の目的の範囲内とした最高裁判決は、「法律家の論理」でなく政治的な配慮から「助けた判決」であったことを自白しているものといえる。

(82) 東京地判昭和三八年四月五日判時三三〇号一九頁

(83) 岡原昌男元最高裁判所長官発言・前掲注(75)二二頁以下

付記

本稿は、山梨学院大学社会科学研究所の一九九七年度研究助成による研究成果である。

なお、法学論集42号の「政治献金と法人の目的の範囲——アメリカにおける政治資金規制を素材として——」において、二五三頁六行目以降を「企業や労働組合が設立するPACから政党・政治家になされる政治献金について、連邦政府と契約関係のない企業、労働組合の設立するPACからのものは無条件に合法的なものとされるに至った。」と表記いたしました。が、「企業や労働組合が設立するPACから政党・政治家になされる政治献金について、連邦政府と契約関係がある企業や労働組合であったとしても、そうした団体の設立するPACからの政治献金であれば、無条件に合法的なものとされるに至った。」と表記を訂正し、また、注(23)を、War Labor Disputes Act of 1943, 57 Stat. 163と表記いたしました。が、War Labor Disputes Act of 1943, 57 Stat. 163と表記いたしました。が、United States Reportsの表記が充し、注(33)を、Buckley v. Valeo, 96 S. Ct. 612 (1976)と表記いたしました。が、United States Reportsの表記が落ちていましたので、Buckley v. Valeo, 424 U. S. 1, 96 S. Ct. 612 (1976)と表記を補充訂正します。

さらに、一九七一年に修正された修正前の合衆国法典第一八篇第六一〇条の規定は、「連邦免許銀行又は連邦議会の法律の権威により組織された会社が、政治的公職の選挙に関して又は政治的公職の候補者を選ぶために開催される予備選挙、政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行うこと、あるいは、いかなる会社であろうと、いかなる労働団体であろうと、大統領及び副大統領選挙人又は連邦議会の上院議員もしくは下院議員又は連邦議会への准州代表もしくは駐在弁務官が投票されることになっている選挙に関して、又は前述した公職のいずれかの候補者を選ぶために開催される予備選挙又は政党の党大会もしくは幹部会に関して、寄付又は支出を行うこと、

又は候補者、政治委員会もしくはその他の者が本条により禁止された寄付を受諾しもしくは受領することは、違法である。

本条に違反して寄付又は支出をする会社や労働団体はすべて、五〇〇〇ドル以下の罰金を課されるべきである。また、本条に違反して、会社又は労働団体による寄付又は支出に同意した会社の役員又は取締役あるいは労働団体の役員はすべて、あるいは、寄付を受諾しもしくは受領する者は、事情次第では一〇〇〇ドル以下の罰金又は一年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科によって罰せられるべきである。そして、その違反が故意であるならば、一〇〇〇ドル以下の罰金又は二年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科によって罰せられるべきである。

本条の目的のために、『労働団体』とは、被雇用者が参加し、かつ、苦情、労働争議、賃金、賃金率、就業時間又は労働条件などに関し雇用主と交渉することを目的の全部又は一部として存在する、なんらかの種類の組織、機関もしくは被雇用者代表委員会、又は計画をいうものとする。」(18 U. S. C. 610 (1970))とされていたことを補充いたします。

そして、一九七六年の連邦選挙運動法で、連邦免許銀行・会社・労働団体の政治目的の寄付又は支出の禁止違反を犯す者に対し、三二九条により、罰則が、情を知りつつ故意になした場合に、二万五〇〇〇ドル又は当該違反に包含される寄付又は支出の額の三〇〇パーセントのうちいずれか大きい方の額以下の罰金、もしくは一年以下の禁固、あるいはそのような罰金と禁固の併科によって罰せられることになった点も補充いたします。

また、本稿執筆に当たり、山梨学院大学総合図書館の事務長斉木高明氏をはじめ職員の方々には資料収集で御世

話になったが、とりわけ他の図書館からの相互貸借、文献複写依頼担当の細内良香氏、秋山初美氏には、大変御世話になった。この場を借りて、心より御礼申し上げます。